

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令

日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業会社の公告手続に関する省令  
(昭和二十五年通商産業省令第三十六号)

沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業会社の公告手続に関する省令(平成十四年経済産業省令第七十三号)

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)

商工会議所法施行規則(昭和二十八年通商産業省令第五十二号)

輸出入取引法施行規則(昭和三十年通商産業省令第四十五号)

商工会法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第五十八号)

割賦販売法施行規則(昭和三十六年通商産業省令第九十五号)

中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)

商店街振興組合法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十三号)

中小企業投資育成株式会社業務処理規則(昭和三十八年通商産業省令第四百十三号)

日本電気計器検定所法施行規則(昭和四十年通商産業省令第三号)

原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令(平成十二年通商産業省令第五百五十三号)

中小小売商業振興法施行規則(昭和四十八年通商産業省令第百号)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則(昭和四十九年通商産業省令第三十七号)

高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令(昭和五十年通商産業省令第七十二号)

中小企業倒産防止共済法施行規則(昭和五十三年通商産業省令第六号)

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則(平成五年通商産業省令第四十四号)

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令  
(平成十六年経済産業省令第七十四号)

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年通商産業省令第二十六号)

特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年通商産業省令第八十九号)

商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）	100
経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令五十六号）	106
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則平成五年通商産業省令第二十三号）	107
計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）	136
指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）	137
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）	139
高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）	140
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）	141
産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項の経済産業省令で定める金銭等を定める省令（平成十一年通商産業省令第七十九号）	163
弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）	166
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）	172
自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）	173
小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）	174
経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）	175
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づく指定発給機関に関する省令（平成十七年経済産業省令第七号）	176
経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）	177

一 日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業会社の公告手続に関する省令

(昭和二十五年通商産業省令第三十六号)(第一条第一号関係)

改正案	現行
<p>電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第四百十五号)第二条第一項の規定による公告は、官報、日刊新聞紙又は電子公告(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号)の電子公告をいう。以下同じ。)であつて当該会社の定款で定めるものに掲載しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第四百十五号)第二条第一項の規定による公告は、官報、日刊新聞紙又は電子公告(商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十六条)の電子公告をいう。以下同じ。)であつて当該会社の定款で定めるものに掲載しなければならない。</p> <p>(略)</p>

二 沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業会社の公告手続に関する省令（平成十四年省令第七十三号）  
 （第一条第二号関係）

改正案	現行
<p>1 沖縄振興特別措置法第六十四条第三項の規定による公告は、官報、日刊新聞紙又は電子公告（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号の電子公告をいう。以下同じ。）であつて当該会社の定款で定めるものに掲載しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>1 沖縄振興特別措置法第六十四条第三項の規定による公告は、官報、日刊新聞紙又は電子公告（商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十六条第六項の電子公告をいう。以下同じ。）であつて当該会社の定款で定めるものに掲載しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

三 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）

（第二条関係）

改正案	現行
<p>（指定完成検査機関に係る構成員の構成） 第八十一条の十一の七（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社 株主</p> <p>三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員</p> <p>四 六（略）</p>	<p>（指定完成検査機関に係る構成員の構成） 第八十一条の十一の七（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十五年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員</p> <p>三 商法第五十三条の株式会社 株主</p> <p>四 六（略）</p>

四 商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）

（第三条関係）

改正案	現行
<p>（創立総会の議事録）</p> <p>第四条の三 法第二十四条第八項（法第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2  創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成しなければならない。</p> <p>3  創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一  創立総会が開催された日時及び場所</p> <p>二  創立総会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三  創立総会に出席した発起人、設立当時の会頭、設立当時の副会頭又は設立当時の専務理事の氏名又は名称</p> <p>四  創立総会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>五  議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称</p>	<p>（新設）</p>

(議員総会の議事録)

第六條の二 法第四十九條の三の經濟産業省令で定める議員総会の議事録の作成については、この條の定めるところによる。

2 議員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 議員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 議員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない会頭、副会頭、専務理事又は監事が議員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 議員総会の議事の経過の要領及びその結果

三 議員総会に出席した会頭、副会頭又は専務理事の氏名

四 法第三十三條第五項に定める監事の監査結果についての報告内容の概要

五 議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った役員の氏名

4 前三項(前項第四号を除く。)の規定は、法第五十一條及び第七十六條の常議員会について準用する。この場合において、前三項中「議員総会」とあるのは「常議員会」と、第一項中「法第四十九條の三」とあるのは「法第五十三條及び第七十六條第四項において準用する法第四十九條の三」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、法第七十三條の會員

(新設)

総会について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第一項中「法第四十九条の三」とあるのは「法第七十三条第五項において準用する法第四十九条の三」と、第三項中「法第三十三条第五項」とあるのは「法第七十条第七項」と読み替えるものとする。

6 | 第一項から第三項（第三項第四号を除く。）までの規定は、法第七十四条の議員総会について準用する。この場合において、第一項中「法第四十九条の三」とあるのは「法第七十四条第五項において準用する法第四十九条の三」と読み替えるものとする。

五 輸出入取引法施行規則（昭和三十年通商産業省令第四十五号）

（第四条関係）

改正案	現行
<p>（組合員の遵守すべき事項の設定の届出）            第四条（略）            一・二（略）            三 組合員の遵守すべき事項の設定を議決した総会又は            総代会の議事録の謄本            （電磁的記録）            第七条の二 法第十九条第一項（法第十九条の六において            準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する中            小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。            以下「協同組合法」という。）第十条の二第三項第二号            に規定する主務省令で定めるものは、電子的方式、磁気            的方式その他人の知覚によつては認識することができな            い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報            処理の用に供されるものをいう。            （電磁的記録に記録された事項を表示する方法）            第七条の三 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める            方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十九条第一            項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号</p>	<p>（組合員の遵守すべき事項の設定の届出）            第四条（略）            一・二（略）            三 組合員の遵守すべき事項の設定を議決した総会また            は総代会の議事録の謄本            （新規）            （新規）</p>

に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号
- 二 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十四条の二第二項第二号
- 三 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の四第二項において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百八十九条第四項第二号
- 四 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第二号(法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)
- 五 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第四項第二号
- 六 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十一条第二項第二号
- 七 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十三条の三第四項第二号
- 八 法第十九条第二項(法第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する協同組合法第五十六条第二項第二号
- 九 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第三号

- 十 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第二項第三号
- 十一 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第九項第三号
- 十二 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号
- 十三 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十四条第八項第三号

(電磁的方法)

第七条の四 法第十九条第一項において準用する協同組合法第十一条第三項(法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第八項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられ

(新規)

たファイルに当該情報を記録する方法

- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(創立総会の議事録)

第七条の五 法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 創立総会が開催された日時及び場所
- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の名又は名称
- 四 創立総会の議長が存するとき、議長の氏名
- 五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称

(電磁的記録の備置きに関する特則)

(新規)

第七条の六 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める

ものは、輸出組合又は輸入組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて輸出組合又は輸入組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十四条の二第三項

二 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第四項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

三 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十三条の三第三項

（理事会の議事録）

第七条の七 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（新規）

（新規）

3 |

理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 理事会に出席した理事又は監事の氏名

六 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

4 |

次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- 一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六條の六第四項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
  - イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
  - ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
  - ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
- 二 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六條の六第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
  - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
  - ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

（電子署名）

第七条の八 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六條の七第二項（第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める署名又は記名押

（新規）

印に代わる措置は、電子署名とする。

2 | 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

( 役員の輸出組合又は輸入組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法 )

第七条の九 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該輸出組合又は当該輸入組合の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として輸出組合又は輸入組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む

( 新規 )

。 ) に規定する總會決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。 ) ことの合計額 ( 当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額 ) のうち最も高い額

二 | イ | に掲げる額をロ | に掲げる数で除して得た額

イ | 次 | に掲げる額の合計額

(1) | 当該役員が当該輸出組合又は当該輸入組合から受けた退職慰労金の額

(2) | 当該役員が当該輸出組合又は当該輸入組合の使用人を兼ねていた場合における当該使用人としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) | (1) 又は (2) に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ | 当該役員がその職に就いていた年数 ( 当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数

) | (1) | 代表理事 | 六 |

(2) | 代表理事以外の理事 | 四 |

2 | 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第八項 ( 法第十九条第一項において準用する協

同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む ) に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次

に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員が当該輸出組合又は当該輸入組合の使用人を兼ねていたときは、当該使用人としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第七条の十 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十九条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項(法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第七条の十一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十九条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める方法は、

(新規)

(新規)

次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 輸出組合又は輸入組合が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断
- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十九条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（会計帳簿）

- 第七条の十二 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十一条第一項の規定により輸出組合又は輸入組合が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、本条から第七条の十四までに定めるところによる。
- 2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならぬ。

（資産の評価）

第七条の十三 資産については、この省令又は法以外の法

（新規）

（新規）

- 令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。
- 2 | 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条及び次条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。
- 3 | 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
- 一 | 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
- 二 | 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 其の時の取得原価から相当の減額をした額
- 4 | 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。
- 5 | 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。
- 6 | 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
- 一 | 事業年度の末日における時価がその時の取得原価よ

り低い資産

二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（負債の評価）

第七条の十四 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

イ 退職給付引当金（使用人が退職した後当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 返品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき

（新規）

、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結  
んでいる場合における事業年度の末日において繰り  
入れるべき引当金をいう。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日において  
その時の時価又は適正な価格を付することが適当な負債

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第七条の十五 法第十九条第一項において準用する協同組  
合法第四十七条第四項（法第十九条第一項において準用  
する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合  
を含む。）の主務省令で定める方法は、第七条の四第一  
項第二号に掲げる方法とする。

（総会の議事録）

第七条の十六 法第十九条第一項において準用する協同組  
合法第五十三条の三第一項の規定による総会の議事録の  
作成については、この条の定めるところによる。

2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成し  
なければならない。

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするもので  
なければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しな  
い理事若しくは監事又は組合員が総会に出席をした場  
合における当該出席の方法を含む。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

（新規）

（新規）

- 三 総会に出席した理事又は監事の氏名
- 四 総会の議長が存するときは、議長の氏名
- 五 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

(定款の変更の認可の申請)

第八条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十一条第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとする者は、様式第八による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 出資輸出組合以外の輸出組合(以下「非出資輸出組合」という。)若しくは出資輸入組合以外の輸入組合(以下「非出資輸入組合」という。)への移行又は出資輸出組合若しくは出資輸入組合の出資一口の金額の減少に係るものにあつては、法第十七条第二項(法第十九条の六において準用する場合を含む。)(又は法第十九条第二項において準用する協同組合法第五十六条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告(法第十九条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公

(定款の変更の認可の申請)

第八条 法第十九条第一項(法第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)(において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。)(第五十一条第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとする者は、様式第八による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 出資輸出組合以外の輸出組合(以下「非出資輸出組合」という。)若しくは出資輸入組合以外の輸入組合(以下「非出資輸入組合」という。)への移行又は出資輸出組合若しくは出資輸入組合の出資一口の金額の減少に係るものにあつては、法第十七条第二項(法第十九条の六において準用する場合を含む。)(又は法第十九条第二項(法第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)(において準用する協同組合法第五十六条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに同条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは同法第五十七条第二項の規定による弁済、担保の提供

告によつてした出資輸出組合又は出資輸入組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは同法第五十六条の二第五項の規定による弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面

(合併の認可の申請)

第九条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十六条第一項の規定により合併の認可を受けようとする者は、様式第九による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一(五) (略)

六 出資輸出組合又は出資輸入組合が合併する場合の申請にあつては、合併する出資輸出組合又は出資輸入組合が作成した最終事業年度末日における財産目録及び貸借対照表並びに法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、同法第六十三条の五第六項及び同法第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告(法第十九条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした出資輸出組合又は出資輸入組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは同法第五十六条の二第

又は財産の信託をしたことを証する書面

(合併の認可の申請)

第九条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十三条第三項の規定により合併の認可を受けようとする者は、様式第九による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一(五) (略)

六 出資輸出組合又は出資輸入組合が合併場合の申請にあつては、合併する出資輸出組合又は出資輸入組合が法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに同法第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは同法第五十七条第二項の規定による弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面

五項の規定による弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面

（吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の事前開示事項）

第九条の二 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十三条の二第四号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併継続輸出組合又は吸収合併継続輸入組合の持分であるときは、当該吸収合併継続輸出組合又は当該吸収合併継続輸入組合の定款の定め

三 吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併継続輸出組合又は吸収合併継続輸入組合以外の法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式、持分、社債等その他これらに準ずるものである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の総組合員の同意を得た場合を除く。）において、次のイから八までに掲げるときは

（新規）

、当該イからハまでに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称に係る事項を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ 当該金銭等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合 当該法人等の定款その他これに相当するもの

ロ 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するものの内容を法令の規定に基づき公告（会社法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしているもの又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合 当該法人等の過去五年間の貸借対照表その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容

ハ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十四条の外国法人の登記に限る。）がされていない場合次に掲げる事項

(1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所

(2) 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の名又は名称

四 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の輸出組合又は輸入組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項各号に掲げる日のいずれか早い日（「吸収合併契約等備置開始日」という。以下この条において同じ。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合（法第十八条各号（法第十九条の六において準用する場合を含む。）及び法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十二条第一項第一号から第四号までの事由による解散により清算をする輸出組合又は輸入組合並びに協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百七十五条第二号の規定により清算をする

る輸出組合又は輸入組合（以下それぞれ「清算輸出組合」又は「清算輸入組合」という。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の輸出組合又は輸入組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併継続輸出組合又は吸収合併継続輸入組合の債務（法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第六項において準用する同法第五十六条の二第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができずる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

七 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

第九条の三 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第四号に規定する主務省令で定めるものは、吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の定めたものとする。

（新規）

（吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の事前開示事項）

第九条の四 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十三条の二第四号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅輸出組合（清算輸出組合を除く。）又は吸収合併消滅輸入組合（清算輸入組合を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の輸出組合又は輸入組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日（「吸収合併契約等備置開始日」という。以下この条において同じ。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存するこ

（新規）

- ととなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)
- 三| 吸収合併消滅輸出組合(清算輸出組合に限る。)又は吸収合併消滅輸入組合(清算輸入組合に限る。)が法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表
- 四| 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の輸出組合又は輸入組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)
- 五| 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の債務(法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第六項において準用する協同組合法第五十六条の二第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項
- 六| 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ず

る日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の事後開示事項)

第九条の五 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合における法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項において準用する同法第五十六条の二の規定による手続の経過

三 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合における法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第六項において準用する同法第五十六条の二の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合が吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項の規定により吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(吸収合併契約の内容を除く。)

(新規)

六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合の事前開示事項)

第九条の六 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十三条の三第四号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

二 他の新設合併消滅輸出組合(清算輸出組合を除く。以下この号において同じ。)又は新設合併消滅輸入組合(清算輸入組合を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の内容

ロ 他の新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の輸出組合又は輸入組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第一項各号に

(新規)

掲げる日のいずれか早い日（「新設合併契約等備置開始日」という。以下この条において同じ。）後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）。

三

他の新設合併消滅輸出組合（清算輸出組合に限る。）又は新設合併消滅輸入組合（清算輸入組合に限る。）が法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四

当該新設合併消滅輸出組合（清算輸出組合を除く。以下この号において同じ。）又は当該新設合併消滅輸入組合（清算輸入組合を除く。以下この号において同じ。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅輸出組合又は当該新設合併消滅輸入組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の輸出組合又は輸入組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五

新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立輸出組合又は新設合併設立輸入組合の債務（他の新

設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項  
六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立輸出組合又は新設合併設立輸入組合の事後開示事項）

第九条の七 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十四条第六項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設合併が効力を生じた日
- 二 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第四項において準用する協同組合法第五十六条の二の規定による手続の経過
- 三 新設合併により新設合併設立輸出組合又は新設合併設立輸入組合が新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

（削除）

（新規）

（監事の意見書に係る電磁的記録）

第十条の二 法第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第四十条第四項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の主務

(総会又は総代会招集の承認の申請)

第十一条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十八条(法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十二条第八項(法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十五条第六項において準用する場合を含む。))及び同法第五十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総会又は総代会の招集の承認を受けようとする者は、様式第十六による申請書に、総会の招集にあつては組合員の、総代会の招集にあつては総代の総数の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たことを証する書面(役員改選の請求に係る場合は、その総数の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の連署があつたことを証する書面)を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

(財産目録)

第十二条の二 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九

省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものとす。

(総会又は総代会招集の承認の申請)

第十一条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十八条(同法第四十一条第五項(同法第五十五条第六項において準用する場合を含む。))及び第五十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総会又は総代会の招集の承認を受けようとする者は、様式第十六による申請書に、総会の招集にあつては組合員の、総代会の招集にあつては総代の総数の五分の一以上の同意を得たことを証する書面(役員改選の請求に係る場合は、その総数の五分の一以上の連署があつたことを証する書面)を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新規)

十二条第一項の規定による財産目録の作成については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第十八条各号（法第十九条の六において準用する場合を含む。）、法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十二条第一項第一号から第四号まで及び協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百七十五条第二号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならぬ。この場合において、清算輸出組合又は清算輸入組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

（決算報告）

第十二条の三 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合

（新規）

において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 出資一口当たりの分配額

2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 残余財産の分配を完了した日

二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

（負担金の額及び徴収の方法についての認可の申請）

第十二条の四（略）

一 徴収しようとする負担金の額及び徴収の方法を記載した書面

二（略）

三 負担金に係る事務の処理に関する計画書及び収支予算書

四 負担金の額及び徴収の方法について議決した総会又は総代会の議事録の謄本

2 法第二十八条の二第二項後段の規定により負担金の額

（負担金の額および徴収の方法についての認可の申請）

第十二条の二（略）

一 徴収しようとする負担金の額および徴収の方法を記載した書面

二（略）

三 負担金に係る事務の処理に関する計画書および収支予算書

四 負担金の額および徴収の方法について議決した総会または総代会の議事録の謄本

2 法第二十八条の二第二項後段の規定により負担金の額

又は徴収の方法の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の三による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 負担金の額又は徴収の方法の変更の内容を記載した書面

二 (略)

三 変更後の事務の処理に関する計画書及び収支予算書

四 変更について議決した総会又は総代会の議事録の謄本

(公告)

第十二条の五 輸出入取引法施行令(昭和三十年政令第二百四十四号。以下「令」という。)第七条第一項又は第二項の規定による負担金の額及び徴収の方法又は財産目録、貸借対照表及び損益計算書の公告は、官報(公告を官報のほか法第十五条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした輸出組合にあつては、これらの方法による公告)、経済産業公報及び通商弘報に掲載することによつて行わなければならない。

(負担金等に係る書類の備付けの期間)

第十二の六 令第七条第三項の規定により書類等を備え、閲覧に供しなければならぬ期間は、負担金等に係る経

または徴収の方法の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の三による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 負担金の額または徴収の方法の変更の内容を記載した書面

二 (略)

三 変更後の事務の処理に関する計画書および収支予算書

四 変更について議決した総会または総代会の議事録の謄本

(公告)

第十二条の三 輸出入取引法施行令(昭和三十年政令第二百四十四号。以下「令」という。)第七条第一項または第二項の規定による負担金の額および徴収の方法または財産目録、貸借対照表および損益計算書の公告は、官報、通産省公報および通商弘報に掲載することによつて行わなければならない。

(負担金等に係る書類の備付けの期間)

第十二の四 令第七条第三項の規定により書類等を備え、閲覧に供しなければならぬ期間は、負担金等に係る経



上記の者の代表者 住所 氏名又は名称 ㊤

輸出業者の協定締結届

輸出入取引法第 5 条第 1 項の規定により、協定を締結したいので、下記の書類を添え、届け出ます。

記

- 1 協定書の写
- 2 協定を締結する理由を記載した書面  
備考  
1 協定を締結する理由は、数字的算出の基礎を明らかにする等具体的に記載すること。  
2 代表者の代表権が真正なものであることを証する書面を添えること。

様式第 3 (第 3 条関係)

年 月 日

上記の者の代表者 住所 氏名または名称 ㊤

輸出業者の協定締結届

輸出入取引法第 5 条第 1 項の規定により、協定を締結したいので、下記の書類を添え、届け出ます。

記

- 1 協定書の写
- 2 協定を締結する理由を記載した書面  
備考  
1 協定を締結する理由は、数字的算出の基礎を明らかにする等具体的に記載すること。  
2 代表者の代表権が真正なものであることを証する書面を添えること。

様式第 3 (第 3 条関係)

年 月 日

<p>経済産業大臣 殿</p> <p>輸出業者</p> <p>住所 氏名又は名称 住所 氏名又は名称</p> <p>上記の者の代表者 住所 氏名又は名称 ㊦</p> <p>輸出業者の協定廃止届</p> <p>下記のとおり協定を廃止しましたので、輸出入取引法第7条の規定により、届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 廃止の年月日</p> <p>2 廃止の理由</p> <p>備考 代表者の代表権が真正なものであることを証する書面を添えること。</p>
--

様式第9（第9条関係）

<p>経済産業大臣 殿</p> <p>輸出業者 <u>輸入業者</u></p> <p>住所 氏名又は名称 住所 氏名又は名称</p> <p>上記の者の代表者 住所 氏名又は名称 ㊦</p> <p>輸出業者の協定廃止届</p> <p>下記のとおり協定を廃止しましたので、輸出入取引法第7条の規定により、届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 廃止の年月日</p> <p>2 廃止の理由</p> <p>備考 代表者の代表権が真正なものであること</p>
---

様式第9（第9条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

合併後存続する輸出入組合の住所  
名称

合併後存続する輸出入組合を代表する理事  
住所

氏名

又は合併後設立する輸出入組合の設立委員  
住所

氏名又は名称

上記の設立委員の代表者  
住所  
氏名又は名称

㊦

輸出入組合合併認可申請書

輸出入取引法第19条第1項において準用する同法  
第19条第1項

において準用する中小企業等協同組  
合法第66条第1項の規定により、輸出入組合と輸  
出入組合との合併の認可を受けたいので、下記の書類を

年 月 日

経済産業大臣 殿

合併後存続する輸出入組合の住所  
名称

合併後存続する輸出入組合を代表する理事  
住所

氏名又は名称

又は合併後設立する輸出入組合の設立委員  
住所

氏名又は名称

上記の設立委員の代表者  
住所  
氏名又は名称

㊦

輸出入組合合併認可申請書

輸出入取引法第19条第1項において準用する同法  
第19条第1項

において準用する中小企業等協同組  
合法第63条第3項の規定により、輸出入組合と輸  
出入組合との合併の認可を受けたいので、下記の書類を

<p>添え、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併後の輸出組合の定款</li> <li>2 合併後の輸出組合の事業計画書</li> <li>3 合併の理由及び経過を記載した書面</li> <li>4 合併を議決した輸出組合の総会の議事録の謄本</li> <li>5 合併後の輸出組合の役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面</li> <li>6 合併する出資輸出組合の財産目録、貸借対照表並びに債権者に対し公告及び催告をしたことを証する書面</li> <li>7 債権者の述べた異議を記載した書面</li> <li>8 異議を述べた債権者に対して弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面</li> </ol> <p>備考</p>	<p>添え、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併後の輸出組合の定款</li> <li>2 合併後の輸出組合の事業計画書</li> <li>3 合併の理由及び経過を記載した書面</li> <li>4 合併を議決した輸出組合の総会の議事録の謄本</li> <li>5 合併後の輸出組合の役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面</li> <li>6 合併する出資輸出組合の財産目録、貸借対照表並びに債権者に対し公告及び催告をしたことを証する書面</li> <li>7 債権者の述べた異議を記載した書面</li> <li>8 異議を述べた債権者に対して弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面</li> </ol> <p>備考</p>
---	---

- 1 記の5の書面は、新設合併の場合にのみ添えること。
- 2 記の6の書面は、出資輸出組合又は出資輸入組合の合併の場合にのみ添えること。
- 3 記の7及び8の書面は、債権者が異議を述べた場合にのみ添えること。
- 4 代表者の代表権が真正なものであることを証する書面を添えること。

- 1 記の5の書面は、新設合併の場合にのみ添えること。
- 2 記の6の書面は、出資輸出組合又は出資輸入組合の合併の場合にのみ添えること。
- 3 記の7及び8の書面は、債権者が異議を述べた場合にのみ添えること。
- 4 代表者の代表権が真正なものであることを証する書面を添えること。

様式第15（第10条関係）

様式第15（第10条関係）

年 月 日	
経済産業大臣 殿	
輸出組合	住所 名称
輸出組合を代表する理事 氏名	氏名
	⑩
委任事務の廃止に伴う事務の 処理に関する報告書等届	
負担金に係る輸出入取引法第28条第2項の <u>経済産業省令</u> に係る事務を処理しなかりましたので、 輸出入取引法施行規則第10条第2項の表第4の項	

年 月 日	
経済産業大臣 殿	
輸出組合	住所 名称
輸出組合を代表する理事 氏名	氏名
	⑩
委任事務の廃止に伴う事務の 処理に関する報告書等届	
負担金に係る輸出入取引法第28条第2項の <u>通商産業省令</u> に係る事務を処理しなかりましたので、 輸出入取引法施行規則第10条第2項の表第4の項	

の規定により、下記の書類を提出します。

記

- 1 処理しなくなった経済産業省令に係る事務の処理に関する報告書
- 2 処理しなくなった経済産業省令に係る事務の処理に係る負担金等に係る経理に関する財産目録、貸借対照表及び損益計算書

様式第 16 (第 11 条関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

組合員 住 所

総 代 氏名又は名称

㊞

輸出組合の総代会  
輸出組合の総代会 招集承認申請書

下記のとおり 輸出入取引法 第 19 条第 1 項  
第 19 条第 6 項

て準用する同法第 19 条第 1 項 において準用する中

の規定により、下記の書類を提出します。

記

- 1 処理しなくなった通商産業省令に係る事務の処理に関する報告書
- 2 処理しなくなった通商産業省令に係る事務の処理に係る負担金等に係る経理に関する財産目録、貸借対照表及び損益計算書

様式第 16 (第 11 条関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

組合員 住 所

総 代 氏名又は名称

㊞

輸出組合の総代会  
輸出組合の総代会 招集承認申請書

下記のとおり、輸出入取引法 第 19 条第 1 項  
第 19 条第 6 項

て準用する同法第 19 条第 1 項 において準用する中

小企業等協同組合法第48条の規定により、総代会の招集の承認を受けたので、組合員の総数の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面を添え、申請します。記

- 1 輸出組合の名称
- 2 輸出入組合を代表する理事の氏名
- 3 申請の理由
- 4 総代会招集の目的
- 5 理事会に総代会招集を請求した場合は、その年月日

様式第17の2（第12条の4関係）

年 月 日

小企業等協同組合法第48条の規定により、総代会の招集の承認を受けたので、組合員の総数の5分の1以上の同意を得たことを証する書面を添え、申請します。

記

- 1 輸出組合の名称
- 2 輸出入組合を代表する理事の氏名
- 3 申請の理由
- 4 総代会招集の目的
- 5 理事会に総代会招集を請求した場合は、その年月日

様式第17の2（第12条の2関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

輸出組合 住所  
氏名 氏名  
輸出組合を代表する理事 氏名 ⑪

負担金の額及び徴収の方法についての認可申請書

の輸出取引の承認に係る事務処理に関し、輸出入取引法第 28 条の 2 第 2 項前段の規定により、負担金の額及び徴収の方法について認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 徴収しようとする負担金の額及び徴収の方法を記載した書面
- 2 負担金を徴収する理由を記載した書面
- 3 負担金に係る事務の処理に関する計画書及び収支予算書
- 4 負担金の額及び徴収の方法について議決した総代会の議事録の謄本

経済産業大臣 殿

輸出組合 住所  
氏名 氏名  
輸出組合を代表する理事 氏名 ⑪

負担金の額および徴収の方法についての認可申請書

の輸出取引の承認に係る事務処理に関し、輸出入取引法第 28 条の 2 第 2 項前段の規定により、負担金の額および徴収の方法について認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 徴収しようとする負担金の額および徴収の方法を記載した書面
- 2 負担金を徴収する理由を記載した書面
- 3 負担金に係る事務の処理に関する計画書および収支予算書
- 4 負担金の額および徴収の方法について議決した総代会の議事録の謄本

様式第 17 の 3 (第 12 条の 6 関係)

経済産業大臣 殿	年 月 日
輸出組合	住 所
	名 称
輸出組合を代表する理事 氏 名 ㊟	
負担金の徴収の方法 の変更の認可申請書	
<p>の輸出取引の承認に係る事務処理に関し、輸出入取引法第 28 条の 2 第 2 項後段の規定により負担金の徴収の方法 の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 負担金の徴収の方法 の変更の内容を記載した書面</p> <p>2 変更の理由を記載した書面</p> <p>3 変更後の事務の処理に関する計画書及び収支</p>	

様式第 17 の 3 (第 12 条の 3 関係)

経済産業大臣 殿	年 月 日
輸出組合	住 所
	名 称
輸出組合を代表する理事 氏 名 ㊟	
負担金の徴収の方法 の変更の認可申請書	
<p>の輸出取引の承認に係る事務処理に関し、輸出入取引法第 28 条の 2 第 2 項後段の規定により負担金の徴収の方法 の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 負担金の徴収の方法 の変更の内容を記載した書面</p> <p>2 変更の理由を記載した書面</p> <p>3 変更後の事務の処理に関する計画書および収</p>	

予算書  
4 変更について議決した総会又は総代会の議事  
録の謄本

様式第 17 の 4 (第 12 条の 7 関係)

年 月 日	住 所
輸出組合	名 称
輸出組合を代表する理事	氏 名 ⑩
負担金等の残余の額の処分方法承認申請書	
負担金等に係る特別の勘定の残余の額の処分の方 法について承認を受けたので、輸出入取引法施行 令第 9 条第 2 項の規定により、下記の書類を添え、 申請します。	
記	

支予算書  
4 変更について議決した総会または総代会の議  
事録の謄本

様式第 17 の 4 (第 12 条の 4 関係)

年 月 日	住 所
輸出組合	名 称
輸出組合を代表する理事	氏 名 ⑩
負担金等の残余の額の処分方法承認申請書	
負担金等に係る特別の勘定の残余の額の処分の方 法について承認を受けたので、輸出入取引法施行 令第 9 条第 2 項の規定により、下記の書類を添え、 申請します。	
記	

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 残余の額及び処分の方法を記載した書面</li> <li>2 負担金を納付した者の氏名又は名称及び住所、その納付した負担金の額及び納付の年月日並びに分配に要する経費の額及び分配に関するその他の事項を記載した書面</li> <li>3 負担金等に係る特別の勘定の債務を弁済したことを証する書面</li> <li>4 処分の方法について議決した総会<small>の議事録</small>の謄本</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 残余の額および処分の方法を記載した書面</li> <li>2 負担金を納付した者の氏名または名称および住所、その納付した負担金の額および納付の年月日ならびに分配に要する経費の額および分配に関するその他の事項を記載した書面</li> <li>3 負担金等に係る特別の勘定の債務を弁済したことを証する書面</li> <li>4 処分の方法について議決した総会<small>の議事録</small>の謄本</li> </ol>
---	---

改正案	現行
<p>（創立総会の議事録）</p> <p>第一条の二 法第二十二條第七項（法第五十五條の十五において準用する場合を含む。）の經濟産業省令で定める創立総会の議事録の作成については、この條の定めるところによる。</p> <p>2   創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成しなければならない。</p> <p>3   創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一   創立総会が開催された日時及び場所</p> <p>二   創立総会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三   創立総会に出席した発起人、設立当時の会長、設立当時の副会長、設立当時の理事又は設立当時の監事の氏名又は名称</p> <p>四   創立総会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>五   議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称</p>	<p>（新設）</p> <p>2   創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成しなければならない。</p>

第一条の三 (略)

(総会の議事録)

第五条の二 法第四十六条の三(法第五十八条第四項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない会長、副会長、理事又は監事が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第三十一条第四項に定める監事の監査結果についての報告内容の概要

四 総会に出席した会長、副会長、理事又は監事の氏名

五 総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った役員の氏名

第一条の二 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（営業保証金等に充てることができる有価証券）            第四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び商法（明治三十二年法律第四十八号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産終結の決定若しくは破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）</p>	<p>（営業保証金等に充てることができる有価証券）            第四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び商法（明治三十二年法律第四十八号）による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、同法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産終結の決定若しくは破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）</p>

三（略）

三（略）

(承継の届出)

2 第六条 (略)

2

一 (略)

二 事業の全部を譲り受けたことによつて許可割賦販売業者の地位を承継した法人にあつては、事業譲渡契約書の写し

(改善命令に係る収支率等)

第九条

1・2 (略)

3

一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金または出資の額に満たないとき。

(改善命令等に係る収支率等)

第十四条の三

1・2 (略)

3

一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないとき。

(変更の届出)

第十五条の五

(承継の届出)

2 第六条 (略)

2

一 (略)

二 営業の全部を譲り受けたことによつて許可割賦販売業者の地位を承継した法人にあつては、営業譲渡契約書の写し

(改善命令に係る収支率等)

第九条

1・2 (略)

3

一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金または出資の額に満たないとき。

(改善命令等に係る収支率等)

第十四条の三

1・2 (略)

3

一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないとき。

(変更の届出)

第十五条の五

1・2 (略)

一 変更の届出が商号、本店その他の営業所の名称若しくは所在地、資本金の額、役員の名若しくは住所又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面

様式第1(第1条の12関係)

前払式割賦販売業許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所  
名称  
代表者の氏名  
印

前払式割賦販売業の許可を受けたいので、割賦販売法第12条第1項の規定により、同条第2項に規定す

1・2 (略)

一 変更の届出が商号、本店その他の営業所の名称若しくは所在地、資本の額、役員の名若しくは住所又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面

様式第1(第1条の12関係)

前払式割賦販売業許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

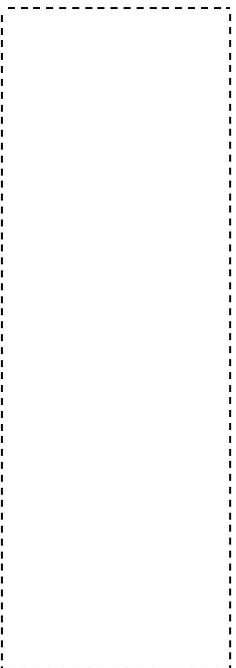
住所  
名称  
代表者の氏名  
印

前払式割賦販売業の許可を受けたいので、割賦販売法第12条第1項の規定により、同条第2項に規定す

る書類を添えて申請します。

- 1 名称
  - 2 本店の所在地
  - 3 その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
  - 4 資本金又は出資の額
  - 5 役員の氏名
  - 6 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類  
(備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

登録免許税領収書添付欄



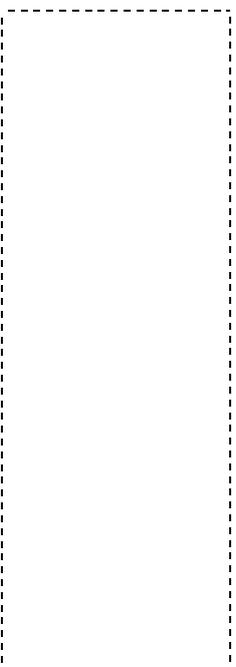
様式第 9 (第 13 条の 15 関係)

割賦購入あつせん業者登録申請書

る書類を添えて申請します。

- 1 名称
  - 2 本店の所在地
  - 3 その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
  - 4 資本金又は出資の額
  - 5 役員の氏名
  - 6 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類  
(備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

登録免許税領収書添付欄



様式第 9 (第 13 条の 15 関係)

割賦購入あつせん業者登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

割賦購入あつせん業者の登録を受けたいので、割賦  
販売法第32条第1項の規定により、同条第2項に規  
定する書類を添えて申請します。

- 1 名称
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所の名称及び所在地
- 4 資本金又は出資の額
- 5 役員の氏名

(備考)

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

割賦購入あつせん業者の登録を受けたいので、割賦  
販売法第32条第1項の規定により、同条第2項に規  
定する書類を添えて申請します。

- 1 名称
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所の名称及び所在地
- 4 資本金又は出資の額
- 5 役員の氏名

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
。

登録免許税領収書添付欄

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
。

登録免許税領収書添付欄

様式第 1 0 の 2 (第 1 4 条関係)

前払式特定取引業許可申請書

年 月 日

様式第 1 0 の 2 (第 1 4 条関係)

前払式特定取引業許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所  
名称  
代表者の氏名  
印

前払式特定取引業の許可を受けたいので、割賦販売法第35条の3において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第35条の3において準用する同法第12条第2項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 名称
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
- 4 資本金又は出資の額
- 5 役員の氏名
- 6 前払式特定取引の方法により取引しようとする商品又は 指定商品の種類又は範囲

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

経済産業大臣 殿

住所  
名称  
代表者の氏名  
印

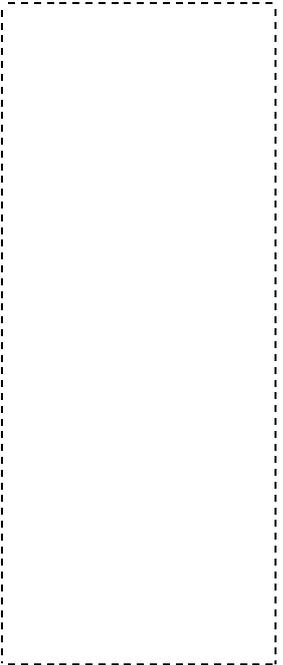
前払式特定取引業の許可を受けたいので、割賦販売法第35条の3において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第35条の3において準用する同法第12条第2項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 名称
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
- 4 資本金又は出資の額
- 5 役員の氏名
- 6 前払式特定取引の方法により取引しようとする商品又は 指定商品の種類又は範囲

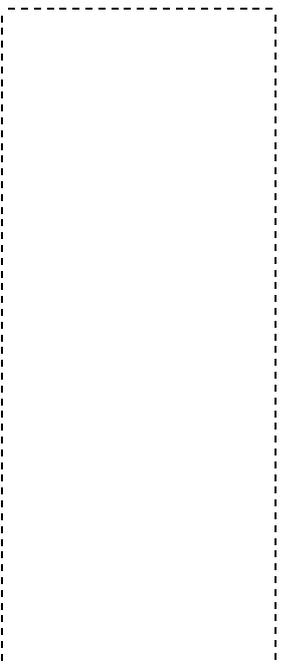
(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

登録免許税領収書添付欄



登録免許税領収書添付欄



様式第 10 の 2 の 2 (第 15 条の 2 関係)

指定受託機関指定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

様式第 10 の 2 の 2 (第 15 条の 2 関係)

指定受託機関指定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称  
代表者の氏名  
印

指定受託機関の指定を受けたので、割賦販売法第  
35条の4第2項の規定により、同条第3項に規定す  
る書類を添えて申請します。

- 1 商号
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所の名称及び所在地
- 4 資本の額
- 5 役員の氏名

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること  
。

様式第 14 (第 29 条関係)

名 称  
代表者の氏名  
印

割賦販売法第 35条の4第2項の規定により、指定  
受託機関の指定を受けたので、同条第3項に規定す  
る書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 商号
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所の名称及び所在地
- 4 資本の額
- 5 役員の氏名

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること  
。

様式第 14 (第 29 条関係)

< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 割賦法第 1 2 条第 1 項  
< / TITLE > < / HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】前払式割賦販売業許可申請書  
【提出日】  
【あて先】経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
【名称】  
【代表者の氏名】  
【住所】  
【適用条文】割賦販売法第 1 2 条第 1 項  
【様式番号】0 1 4  
【名称】  
【本店の所在地】  
【その他の営業所及び代理店の名称及び所在地】  
【資本金又は出資の額】  
【役員の氏名】  
【前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類】  
【財産に関する調書】 (略)  
【収支に関する調書】 (略)

< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 割賦法第 1 2 条第 1 項  
< / TITLE > < / HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】前払式割賦販売業許可申請書  
【提出日】  
【あて先】経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
【名称】  
【代表者の氏名】  
【住所】  
【適用条文】割賦販売法第 1 2 条第 1 項  
【様式番号】0 1 4  
【名称】  
【本店の所在地】  
【その他の営業所および代理店の名称および所在地】  
【資本金または出資の額】  
【役員の氏名】  
【前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類】  
【財産に関する調書】 (略)  
【収支に関する調書】 (略)

様式第24（第29条関係）

< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 割販法第32条第1項  
< / TITLE > < / HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 割賦購入あつせん業者登録申請書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
【名称】  
【代表者の氏名】  
【住所】  
【適用条文】 割賦販売法第32条第1項  
【様式番号】 024  
【名称】  
【本店の所在地】  
【その他の営業所の名称及び所在地】  
【資本金又は出資の額】 \_\_\_\_\_  
【役員の氏名】  
【財産に関する調査】 (略)

様式第24（第29条関係）

< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 割販法第32条第1項  
< / TITLE > < / HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 割賦購入あつせん業者登録申請書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
【名称】  
【代表者の氏名】  
【住所】  
【適用条文】 割賦販売法第32条第1項  
【様式番号】 024  
【名称】  
【本店の所在地】  
【その他の営業所の名称および所在地】  
【資本または出資の額】 \_\_\_\_\_  
【役員の氏名】  
【財産に関する調査】 (略)

様式第26（第29条関係）

< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 割本法第35条の3の3  
において準用する法第12条第1項  
< / TITLE > < / HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】前払式特定取引業許可申請書  
【提出日】  
【あて先】経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
【名称】  
【代表者の氏名】  
【住所】  
【適用条文】割賦販売法第35条の3の3において準  
用する法第12条第1項  
【様式番号】026  
【名称】  
【本店の所在地】  
【その他の営業所及び代理店の名称及び所在地】  
【資本金又は出資の額】  
【役員のの氏名】  
【前払式特定取引の方法により取引しようとする商品  
又は指定役務の種類又は範囲】

様式第26（第29条関係）

< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 割本法第35条の3の3  
において準用する法第12条第1項  
< / TITLE > < / HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】前払式特定取引業許可申請書  
【提出日】  
【あて先】経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
【名称】  
【代表者の氏名】  
【住所】  
【適用条文】割賦販売法第35条の3の3において準  
用する法第12条第1項  
【様式番号】026  
【名称】  
【本店の所在地】  
【その他の営業所及び代理店の名称及び所在地】  
【資本金又は出資の額】  
【役員のの氏名】  
【前払式特定取引の方法により取引しようとする商品  
又は指定役務の種類又は範囲】

【財産に関する調書】 (略)  
【収支に関する調書】 (略)  
【添付情報】 (略)

【財産に関する調書】 (略)  
【収支に関する調書】 (略)  
【添付情報】 (略)

様式第27(第29条関係)

様式第27(第29条関係)

```
< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 割賦法第35条の4第2  
項  
< / TITLE > < / HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 指定受託機関指定申請書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
【名称】  
【代表者の氏名】  
【住所】  
【適用条文】 割賦販売法第35条の4第2項  
【様式番号】 027  
【商号】  
【本店の所在地】
```

```
< HTML >  
< HEAD > < TITLE > 割賦法第35条の4第2  
項  
< / TITLE > < / HEAD >  
< BODY > < PRE >  
【書類名】 指定受託機関指定申請書  
【提出日】  
【あて先】 経済産業大臣殿  
【提出者情報】  
【名称】  
【代表者の氏名】  
【住所】  
【適用条文】 割賦販売法第35条の4第2項  
【様式番号】 027  
【商号】  
【本店の所在地】
```

<p>【その他の営業所の名称及び所在地】</p> <p>【資本金の額】</p> <p>【<u>役員</u>の氏名】</p> <p>【財産に関する調書】 (略)</p> <p>【収支に関する調書】 (略)</p> <p>【添付情報】 (略)</p>	<p>【その他の営業所の名称及び所在地】</p> <p>【資本金の額】</p> <p>【<u>役員</u>の氏名】</p> <p>【財産に関する調書】 (略)</p> <p>【収支に関する調書】 (略)</p> <p>【添付情報】 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（特定社債保険に係る中小企業者の要件）            第八条（略）</p> <p>一 当該中小企業者の申込日の直前の決算における貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）上の純資産の額が一億円以上三億円未満であつて、次のイ又は口のいずれか及び八又は二のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 貸借対照表上の純資産の額を貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の二十以上であること。</p> <p>ロ 貸借対照表上の純資産の額を貸借対照表上の資本金の額で除して得た値（以下「純資産倍率」という。）が百分の二百以上であること。</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二 貸借対照表上の純資産の額が三億円以上五億円未満であつて、次のイ又は口のいずれか及び八又は二のいずれかに該当すること。</p> <p>イ、二（略）</p> <p>三 貸借対照表上の純資産の額が五億円以上であつて、</p>	<p>（特定社債保険に係る中小企業者の要件）            第八条（略）</p> <p>一 当該中小企業者の申込日の直前の決算における貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）上の資本の額が一億円以上三億円未満であつて、次のイ又は口のいずれか及び八又は二のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 貸借対照表上の資本の額を貸借対照表上の資本の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の二十以上であること。</p> <p>ロ 貸借対照表上の資本の額を貸借対照表上の資本金の額で除して得た値（以下「純資産倍率」という。）が百分の二百以上であること。</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二 貸借対照表上の資本の額が三億円以上五億円未満であつて、次のイ又は口のいずれか及び八又は二のいずれかに該当すること。</p> <p>イ、二（略）</p> <p>三 貸借対照表上の資本の額が五億円以上であつて、次</p>

次のイ又は口のいずれか及びハ又は二のいずれかに該当すること。

イ、二 (略)

のイ又は口のいずれか及びハ又は二のいずれかに該当すること。

イ、二 (略)

改正案	現行
<p>（電磁的方法）</p> <p>第一条の二 法第二十一条第三項（法第三十七条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるもの</p>	<p>（議決権に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条の二 法第二十一条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの</p> <p>二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>

でなければならぬ。

(創立総会の議事録)

第一条の三 法第三十五条第七項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第四十八条第六項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもつて作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称

(理事会の議事録)

第三条の二 法第四十八条第五項（法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

(新規)

(監事の意見書に係る電磁的記録)

第三条の二 法第五十三条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面

3

理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第四十八条第七項（法第七十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第四十八条第七項（法第七十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 理事会に出席した役員の氏名

六 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

（電磁的記録）

第三条の二の二 法第四十八条第六項に規定する経済産業省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものと

に記載すべき事項を記録したものとする。

（新規）

する。

(電子署名)

第三条の二の三 法第四十八条第六項(法第七十八条において準用する場合を含む。)に規定する経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

(新規)

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録(法第四十八条第六項に定める電磁的記録をいう。以下同じ。)

に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三条の三 次に掲げる規定に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(新規)

一 法第五十二条第四項第二号

二 法第五十三条第四項第二号

三 法第五十四条第二項第二号

(会計帳簿)

第三条の四 法第五十四条第一項の規定により組合が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、本条から第三条の四の三までに定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならぬ。

(資産の評価)

第三条の四の二 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条及び次条において同じ。)において、相当の償却をしなければならぬ。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならぬ。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産

(新規)

(新規)

4 | 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 | 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6 | 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 | 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 | 市場価格のある資産（子会社の株式及び満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限り。）をいう。）を除く。）

三 | 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（負債の評価）

第三条の四の三 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 | 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 | 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の

（新規）

控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

イ 退職給付引当金（使用人が退職した後、当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 返品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第三条の五 法第五十六条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（法第七十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

（新規）

第三条の五の二 法第五十六条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（法第七十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 組合が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第五十六条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（法第七十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三条の六 法第五十八条第四項（法第七十八条において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める方法は、第一条の二第二項第二号に掲げる方法とする。

（総会の議事録）

第五条の二 法第六十四条の三の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

（新規）

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三条の三 法第五十八条第四項の経済産業省令で定める方法は、第一条の二第二号に掲げる方法とする。

（新規）

3| 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一| 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二| 総会の議事の経過の要領及びその結果

三| 総会に出席した理事又は監事の氏名

四| 総会の議長が存するときは、議長の氏名

五| 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（財産目録）

第七條の二 法第七十八條において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定による財産目録の作成については、この條の定めるところによる。

2| 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第七十二條第一項各号及び法第七十八條において準用する会社法第四百七十五條第二号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならぬ。この場合において、清算組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得原価とみなす。

3| 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

（新規）

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

(決算報告)

第七條の三 法第七十八條において準用する会社法第五百七條第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
  - 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
  - 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）
  - 四 出資一口当たりの分配額
- 2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 残余財産の分配を完了した日
  - 二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(新規)

改正案	現行
<p>（代表取締役等の選定等の決議の認可）</p> <p>第一条 中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号。以下「法」という。）第四条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の選定又は監査役の選任若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは選定しようとする監査委員の履歴書を添え、経済産業大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>一 〽三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（株式の引受けの制限の特例の承認）</p> <p>第二条 会社は、法第五条第二項に規定する承認を受けよ</p>	<p>（代表取締役等の選定等の決議の認可）</p> <p>第一条 中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号。以下「法」という。）第四条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の選定又は監査役の選任若しくは監査委員（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員をいう。以下この条において同じ。）の選定の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは選定しようとする監査委員の履歴書を添え、経済産業大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>一 〽三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新株の引受けの制限の特例の承認）</p> <p>第二条 会社は、法第五条第二項に規定する承認を受けよ</p>

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に会社が当該株式会社から徴した財務書類その他当該株式会社の業務の状況及び計算を明らかにする書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 当該株式会社の商号、本店の所在地、主たる事業、発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成
- 二 会社が当該株式会社の株式を引き受ける時期並びに引き受ける株式の数及び引受価額
- 三 会社の引受けに係る株式の発行後の当該株式会社の資本金の額
- 四 会社が当該株式会社の株式を引き受けることが必要な理由

(事業計画等の届出)

第四条 会社は、法第七条前段の規定により毎事業年度の事業計画、資金計画又は収支予算の届出をしようとするときは、その届出書を毎事業年度開始の日の七日前までに経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(投資対象会社の業務の状況等の報告等)

第七条 会社は、常に、会社がその株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等を保有している株式会社(新株予約権付社債等)の業務の状況及び計算を明らかにしておかなければならない。

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に会社が当該株式会社から徴した財務書類その他当該株式会社の業務の状況及び計算を明らかにする書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 当該株式会社の商号、本店の所在地、主たる事業、発行済み株式の総数、資本の額及び株主の構成
- 二 会社が当該株式会社の新株を引き受ける時期並びに引き受ける新株の数及び引受価額
- 三 会社の引受けに係る新株の発行後の当該株式会社の資本の額
- 四 会社が当該株式会社の新株を引き受けることが必要な理由

(事業計画等の届出)

第四条 会社は、法第七条前段の規定により毎営業年度の事業計画、資金計画又は収支予算の届出をしようとするときは、その届出書を毎営業年度開始の日の七日前までに経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(投資対象会社の業務の状況等の報告等)

第七条 会社は、常に、会社がその株式、新株予約権(新株予約権付社債等)又は新株予約権付社債等を保有している株式会社(新株予約権付社債等)の業務の状況及び計算を明らかにしておかなければならない。

2 会社は、毎事業年度終了後四月以内に、前項の業務の状況及び計算の概要を経済産業大臣に報告しなければならない。

(事業月報)

第八条 会社は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の二十日まで、それぞれの月の前二月における事業の実施に次に掲げる事項を記載した事業月報を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 会社がその設立に際して発行した株式を引き受けた株式会社  
の商号、本店の所在地、主たる事業、設立に際して発行した株式の総数、資本金の額及び株主の構成並びに会社が引き受けた株式の数及び引受価額

二 会社がその発行した株式を引き受けた株式会社  
の商号、本店の所在地、主たる事業、発行した株式の総数、当該株式発行後の発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成並びに会社が引き受けた株式の数及び引受価額

三 会社がその発行した新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この号、第七号及び第九号において同じ。）を引き受けた株式会社  
の商号、本店の所在地、主たる事業、当該引受けに係る新株予約権のすべてが株式に行使された場合の発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成並びに当該引受けに係る新株予約権の数、引受価額、新株予約権の内容及び

2 会社は、毎営業年度終了後四月以内に、前項の業務の状況及び計算の概要を経済産業大臣に報告しなければならない。

(事業月報)

第八条 会社は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の二十日まで、それぞれの月の前二月における事業の実施に次に掲げる事項を記載した事業月報を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 会社がその設立に際して発行した株式を引き受けた株式会社  
の商号、本店の所在地、主たる事業、設立に際して発行した株式の総数、資本の額及び株主の構成並びに会社が引き受けた株式の数及び引受価額

二 会社がその発行した新株予約権を引き受けた株式会社の商号、本店の所在地、主たる事業、発行した新株予約権の総数、当該新株発行後の発行済み株式の総数、資本の額及び株主の構成並びに会社が引き受けた新株予約権の数及び引受価額

三 会社がその発行した新株予約権を引き受けた株式会社の商号、本店の所在地、主たる事業、当該引受けに係る新株予約権のすべてが株式に行使された場合の発行済み株式の総数、資本の額及び株主の構成並びに当該引受けに係る新株予約権の数、引受価額、新株予約権の内容及び新株の予約権を行使することができる期間

び新株予約権を行使することができる期間

四 会社が発行した新株予約権付社債等を引き受けた株式会社の商品、本店の所在地、主たる事業、当該引受けに係る新株予約権付社債等の数、引受価額、各社債の金額、利率、担保及び償還期限並びに新株予約権付社債にあつては当該引受けに係る新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてが行使された場合に発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成並びに新株予約権の内容及び新株予約権を行使することができる期間

五 (略)

六 会社が発行した新株予約権を行使した株式会社の商品、本店の所在地、主たる事業、発行済み株式の総数、資本金の額、当該処分後の株主の構成、当該処分の相手方の氏名又は名称並びに当該各相手方に対する当該処分に係る株式の数及び処分価額

七 会社が発行した新株予約権を行使した株式会社の商品、本店の所在地、主たる事業、当該行使に係る新株予約権の数及び新株予約権の内容並びに当該行使後の発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成

八 会社が発行した新株予約権付社債に付された新株予約権を行使した株式会社の商品、本店の所在地、主たる事業、当該新株予約権の行使に係る新株予約権付社債の数及び新株予約権の内容並びに当該新株予約権の行使後の発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成

四 会社が発行した新株予約権付社債等を引き受けた株式会社の商品、本店の所在地、主たる事業、当該引受けに係る新株予約権付社債等の数、引受価額、各社債の金額、利率、担保及び償還期限並びに新株予約権付社債にあつては当該引受けに係る新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてが行使された場合に発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成並びに新株予約権の内容及び新株予約権を行使することができる期間

五 (略)

六 会社が発行した新株予約権を行使した株式会社の商品、本店の所在地、主たる事業、発行済み株式の総数、資本金の額、当該処分後の株主の構成、当該処分の相手方の氏名又は名称並びに当該各相手方に対する当該処分に係る株式の数及び処分価額

七 会社が発行した新株予約権を行使した株式会社の商品、本店の所在地、主たる事業、当該行使に係る新株予約権の数及び新株予約権の内容並びに当該行使後の発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成

八 会社が発行した新株予約権付社債に付された新株予約権を行使した株式会社の商品、本店の所在地、主たる事業、当該新株予約権の行使に係る新株予約権付社債の数及び新株予約権の内容並びに当該新株予約権の行使後の発行済み株式の総数、資本金の額及び株主の構成

九 (略)

十 会社がその新株予約権付社債等の償還を受けた株式会社の商号、本店の所在地、主たる事業、当該償還に係る新株予約権付社債等の数及び償還額並びに新株予約権付社債にあつては当該新株予約権付社債に付された新株予約権を行使せず、償還を受けた理由

2 (略)

(電子情報処理組織による手続の特例)

第十二条 次の各号に掲げる者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の電子情報処理組織経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、当該各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機(経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。)から入力しなければならない。

一(二) (略)

三 第九条の規定による経済産業大臣への組織に関する規則等の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な組織に関する規則等の届出様式に記録すべき事項

の構成

九 (略)

十 会社がその新株予約権付社債等の償還を受けた株式会社の商号、本店の所在地、主たる事業、当該償還に係る新株予約権付社債等の数及び償還額並びに新株予約権付社債にあつては当該新株予約権付社債に付された新株の予約権を行使せず、償還を受けた理由

2 (略)

(電子情報処理組織による手続の特例)

第十二条 次の各号に掲げる者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の電子情報処理組織経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、当該各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機(経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。)から入力しなければならない。

一(二) (略)

三 第九条の規定による経済産業大臣への組織に関する規程等の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な組織に関する規程等の届出様式に記録すべき事項

附 則

第二条 中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）が、この省令の施行後に商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号。次項において「商法等改正法」という。）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債を保有している場合における当該会社についての第三条の規定による改正後の中小企業投資育成株式会社業務処理規則第七条の規定の適用については、同条第一項中「新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債」とあるのは「新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）若しくは新株予約権付社債又は商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債若しくは新株引受権付社債」とする。

2  
（略）

附 則

第二条 中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）が、この省令の施行後に商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号。次項において「商法等改正法」という。）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債を保有している場合における当該会社についての第三条の規定による改正後の中小企業投資育成株式会社業務処理規則第七条の規定の適用については、同条第一項中「新株予約権又は新株予約権付社債」とあるのは「新株予約権若しくは新株予約権付社債又は商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債若しくは新株引受権付社債」とする。

2  
（略）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（勘定の設定）                  第六条 検定所の会計においては、貸借対照表勘定および損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債および純資産を計算し、損益勘定においては収益および費用を計算する。</p>	<p>（勘定の設定）                  第六条 検定所の会計においては、貸借対照表勘定および損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債および資本を計算し、損益勘定においては収益および費用を計算する。</p>

十二 原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令（平成十二年通商産業省令第一百五十三号）

（第十条第二号関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（勘定区分）                  第二条 機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては、資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p> <p>2                  3                  （略）</p>	<p>（勘定区分）                  第二条 機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては、資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p> <p>2                  3                  （略）</p>

改正案	現行
<p>（商店街整備計画に係る認定の申請等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>四、六（略）</p> <p>（店舗集団化計画に係る認定の申請等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>四、六（略）</p>	<p>（商店街整備計画に係る認定の申請等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>四、六（略）</p> <p>（店舗集団化計画に係る認定の申請等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>四、六（略）</p>

(共同店舗等整備計画に係る認定の申請等)

第五条 (略)

2 (略)

一 二 (略)

三 当該組合の組合員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四 六 (略)

3 (略)

一 二 (略)

三 当該合併又は出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四 六 (略)

4 (略)

一 (略)

二 当該会社のすべての出資者の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

三 当該会社の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

四 五 (略)

(共同店舗等整備計画に係る認定の申請等)

第五条 (略)

2 (略)

一 二 (略)

三 当該組合の組合員の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四 六 (略)

3 (略)

一 二 (略)

三 当該合併又は出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四 六 (略)

4 (略)

一 (略)

二 当該会社のすべての出資者の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

三 当該会社の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

四 五 (略)

(商店街整備等支援計画に係る認定の申請等)

第七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 当該特定会社のすべての出資者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

三 当該特定会社の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

四〇五 (略)

3 (略)

一〇二 (略)

三 当該公益法人に出資又は拠出をしているすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四〇六 (略)

4 (略)

一〇二 (略)

三 当該出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四〇六 (略)

(商店街整備等支援計画に係る認定の申請等)

第七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 当該特定会社のすべての出資者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

三 当該特定会社の最近三期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書

四〇五 (略)

3 (略)

一〇二 (略)

三 当該公益法人に出資又は拠出をしているすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四〇六 (略)

4 (略)

一〇二 (略)

三 当該出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

四〇六 (略)

(特定連鎖化事業の運営の適正化)

第十条 (略)

一 (略)

二 当該特定連鎖化事業を行う者の資本の額又は出資の総額及び主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。)の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類

三(十七) (略)

(特定連鎖化事業の運営の適正化)

第十条 (略)

一 (略)

二 当該特定連鎖化事業を行う者の資本の額又は出資の総額及び主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。)の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類

三(十七) (略)

改正案	現行
<p>（共同振興計画の認定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 販売事業者 定款又はこれに準ずるもの並びに最近一期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類。以下「計算書類等」という。）</p> <p>（共同振興計画の変更の認定）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 販売事業者 最近一期間の計算書類等及び共同振興計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があつた場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの</p> <p>2（略）</p> <p>（活性化計画の認定）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>一 製造事業者 定款又はこれに準ずるもの及び最近一</p>	<p>（共同振興計画の認定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 販売事業者 定款又はこれに準ずるもの並びに最近一期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類。以下「営業報告書等」という。）</p> <p>（共同振興計画の変更の認定）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 販売事業者 最近一期間の営業報告書等及び共同振興計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があつた場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの</p> <p>2（略）</p> <p>（活性化計画の認定）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>一 製造事業者 定款又はこれに準ずるもの及び最近一</p>

期間の計算書類等

二 (略)

2・3 (略)

(活性化計画の変更の認定)

第十六条 (略)

一 製造事業者 最近一期間の計算書類等及び活性化計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があつた場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの

二 (略)

2 (略)

(連携活性化計画の認定)

第十八条 (略)

一 製造事業者又は連携製造事業者 定款又はこれに準ずるもの及び最近一期間の計算書類等

二 (略)

2・3 (略)

(連携活性化計画の変更の認定)

第二十条 (略)

一 製造事業者又は連携製造事業者 最近一期間の計算書類等及び連携活性化計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があつた場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの

期間の営業報告書等

二 (略)

2・3 (略)

(活性化計画の変更の認定)

第十六条 (略)

一 製造事業者 最近一期間の営業報告書等及び活性化計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があつた場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの

二 (略)

2 (略)

(連携活性化計画の認定)

第十八条 (略)

一 製造事業者又は連携製造事業者 定款又はこれに準ずるもの及び最近一期間の営業報告書等

二 (略)

2・3 (略)

(連携活性化計画の変更の認定)

第二十条 (略)

一 製造事業者又は連携製造事業者 最近一期間の営業報告書等及び連携活性化計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があつた場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの

<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支援計画の認定)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最近一期間の計算書類等又は事業報告書等</p> <p>2 (略)</p> <p>(支援計画の変更の認定)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 最近一期間の計算書類等又は事業報告書等</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支援計画の認定)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最近一期間の営業報告書等又は事業報告書等</p> <p>2 (略)</p> <p>(支援計画の変更の認定)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 最近一期間の営業報告書等又は事業報告書等</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

十五 高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号）

（第十三条第一号関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（勘定区分）</p> <p>第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本金を計算し損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（勘定区分）</p> <p>第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本金を計算し損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（契約の申込み）</p> <p>第一条 中小企業倒産防止共済法（以下「法」という。）            第五条第一項の共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した共済契約申込書に申込金を添えて、これを、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）（機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十七条第一項又は第二項の規定により業務を委託したときは、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。））に差し出してしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申込者の資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（契約の申込み）</p> <p>第一条 中小企業倒産防止共済法（以下「法」という。）            第五条第一項の共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した共済契約申込書に申込金を添えて、これを、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）（機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十七条第一項又は第二項の規定により業務を委託したときは、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。））に差し出してしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申込者の資本の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

十七 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）

（第十三条第三号関係）

改正案	現行
<p>（基盤施設計画に係る認定の申請）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、商工会等が基盤施設事業を実施する場合にあつては次の第一号から第四号までに掲げる書類を、商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあつては次の第一号から第七号までに掲げる書類をそれぞれ添付しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 当該商工会等以外の実施者に出資し、又は拠出してゐるすべての者の氏名又は名称、<u>資本</u>の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>（連携計画に係る認定の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 当該連携事業実施者に出資し、又は拠出しているす</p>	<p>（基盤施設計画に係る認定の申請）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、商工会等が基盤施設事業を実施する場合にあつては次の第一号から第四号までに掲げる書類を、商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあつては次の第一号から第七号までに掲げる書類をそれぞれ添付しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 当該商工会等以外の実施者に出資し、又は拠出してゐるすべての者の氏名又は名称、<u>資本</u>の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>（連携計画に係る認定の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 当該連携事業実施者に出資し、又は拠出しているす</p>

すべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、  
、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む  
事業の種類を記載した名簿

すべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、  
常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事  
業の種類を記載した名簿

十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）

（第十三条第四号関係）

改正案	現行
<p>（施行令第二条第一項第二号二経済産業省令で定める基準）</p> <p>第三十一条 施行令第二条第一項第二号二の経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。</p> <p>一 特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社（中小企業者である会社に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）又は大部分の出資をしている会社が、当該出資をしようとする者が共同して作成し、又は当該出資を受けている会社が作成する共同化計画であつてその内容が次項に掲げる要件（第三項において準用する場合を含む。）に適合しているものに基づいて実施する事業であること。</p> <p>二 特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社が、当該出資をしようとする者が共同して作成する協業化計画であつてその内容が第四項に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であること。</p>	<p>（施行令第二条第一項第二号二経済産業省令で定める基準）</p> <p>第三十一条 施行令第二条第一項第二号二の経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。</p> <p>一 特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社（中小企業者である会社に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）又は大部分の出資をしている会社が、当該出資をしようとする者が共同して作成し、又は当該出資を受けている会社が作成する共同化計画であつてその内容が次項に掲げる要件（第三項において準用する場合を含む。）に適合しているものに基づいて実施する事業であること。</p> <p>二 特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社が、当該出資をしようとする者が共同して作成する協業化計画であつてその内容が第四項に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であること。</p>

三 特定中小企業団体又は特定中小事業者等が他の特定中小企業団体又は特定中小事業者等とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社又は大部分の出資をしている会社が、当該出資をしようとする者が共同して作成し、又は当該出資を受けている会社が作成する経営改革計画であつてその内容が第五項に掲げる要件（第六項において準用する場合を含む。）に適合しているものに基づいて実施する事業であること。

2  
7  
(略)

三 特定中小企業団体又は特定中小事業者等が他の特定中小企業団体又は特定中小事業者等とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社又は大部分の出資をしている会社が、当該出資をしようとする者が共同して作成し、又は当該出資を受けている会社が作成する経営改革計画であつてその内容が第五項に掲げる要件（第六項において準用する場合を含む。）に適合しているものに基づいて実施する事業であること。

2  
7  
(略)

改正案	現行
<p>（特定石油販売業者）                      第五条（略）</p> <p>2 （略）                      3 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 出資関連法人（当該石油精製業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されているものをいう。以下この号において同じ。）が所有する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>（特定石油販売業者）                      第五条（略）</p> <p>2 （略）                      3 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 出資関連法人（当該石油精製業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されているものをいう。以下この号において同じ。）が所有する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）</p> <p>イ・ロ（略）</p>

二十 特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）

（第十五条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（書類の備付け） 第三十八条 法第四十五条第一項に規定する業務及び財産の状況を記載した書類は、貸借対照表、損益計算書及び事業報告（会社以外の者にあつては、これらに準ずる書類）とする。 2・3（略）</p>	<p>（書類の備付け） 第三十八条 法第四十五条第一項に規定する業務及び財産の状況を記載した書類は、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書（会社以外の者にあつては、これらに準ずる書類）とする。 2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（商品投資顧問契約の締結前の書面の交付）</p> <p>第三条 法第三十五条の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 商品投資顧問業者の資本金の額、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名並びにその主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）についての議決権を含む。以下この号及び第八条第二項第一号において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第八条第三項第一号において同じ。）の商号、名称又は氏名</p> <p>四〇八（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（商品投資顧問契約の締結前の書面の交付）</p> <p>第三条 法第三十五条の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 商品投資顧問業者の資本の額、取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名並びにその主要株主（総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）に係る議決権を含む。以下この号及び第八条第二項第一号において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第八条第三項第一号において同じ。）の商号、名称又は氏名</p> <p>四〇八（略）</p> <p>二・三（略）</p>

(密接な関係を有する者の範囲)

第八条 (略)

2 令第十二条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもって所有している当該商品投資顧問業者の議決権に係る株式の数の合計が、当該商品投資顧問業者の総株主の議決権に係る株式の総数の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ 当該者が法人(法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。)である場合におけるその役員(当該法人が株式会社である場合にあつては、その取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号

及び次項第一号において同じ。)及び監査役(委員会設置会社である場合にあつては、その取締役、会計参与及び執行役)、当該法人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合にあつては、その理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつては、その代表者、管理人又は業務を執行する社員のことをいう。以下この条において同じ。)及び主要株主等(総株主等の議決権(総株主、総社員

(密接な関係を有する者の範囲)

第八条 (略)

2 令第十二条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもって所有している当該商品投資顧問業者の議決権に係る株式の数の合計が、当該商品投資顧問業者の総株主の議決権に係る株式の総数の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ 当該者が法人(法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。)である場合におけるその役員(当該法人が株式会社である場合にあつては、その取締役及び監査役(委員会等設置会社である場合にあつては、その取締役及び執行役)、当該法人が有限会社である場合にあつては、その取締役及

び監査役、当該法人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合にあつては、その理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつては、その代表者、管理人又は業務を執行する社員のことをいう。以下この条において同じ。)及び主要株主等(総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社にあつては、商

又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。以下この号において同じ。）

ハトト（略）

二 前号のイからトまでに掲げる者並びに前号のイに掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該商品投資顧問業者の取締役、会計参与及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役、会計参与及び執行役）の総数の過半数を占めていること又はその代表取締役若しくは代表執行役であること。

3 令第十二条第三号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人の議決権に係る株式の数又は出資の金額の合計が、当該法人の総株主等の議決権に係る株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ（略）

ロ 当該商品投資顧問業者の取締役、会計参与、監査

法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。以下この号において同じ。）

ハトト（略）

二 前号のイからトまでに掲げる者並びに前号のイに掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該商品投資顧問業者の取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の総数の過半数を占めていること又はその代表取締役若しくは代表執行役であること。

3 令第十二条第三号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人の議決権に係る株式の数又は出資の金額の合計が、当該法人の総株主等の議決権に係る株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ（略）

ロ 当該商品投資顧問業者の取締役、監査役及び主要

役員及び主要株主（委員会設置会社）にあっては、取締役、会計参与、執行役員及び主要株主）

八ト（略）

二 前号のイからトまでに掲げる者並びに当該商品投資顧問業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役員であった者及び使用人が、当該法人の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

別紙様式第二号

（第4面）

II 財産の状況（貸借対照表）

（商品投資顧問業部門についてのみ作成することが困難な場合には、全体の財産の状況を記載して差支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に記載すること。）

年 月 日現在

資産の部		負債の部			
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金及び預金			支払手形		
受取手形			買掛金		
売掛金			短期借入金		
有価証券			未払金		
前払費用			未払費用		
繰延税金資産			未払法人税等		

株主（委員会等設置会社）にあっては、取締役、執行役員及び主要株主）

八ト（略）

二 前号のイからトまでに掲げる者並びに当該商品投資顧問業者の取締役、執行役員又は監査役であった者及び使用人が、当該法人の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

別紙様式第二号

（第4面）

II 財産の状況（貸借対照表）

（商品投資顧問業部門についてのみ作成することが困難な場合には、全体の財産の状況を記載して差支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に記載すること。）

年 月 日現在

資産の部		負債の部			
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		

短期貸付金		繰延税金負債			
未収入金		前受金			
未収収益		預り金			
		前受収益			
		賞与引当金			
貸倒引当金	-				
固定資産		固定負債			
有形固定資産		長期借入金			
建物					
器具及び備品		負債合計			
土地					
		純資産の部			
		株主資本			
		資本金			
無形固定資産		資本剰余金			
ソフトウェア		資本準備金			
のれん					
		利益剰余金			
		利益準備金			
投資その他の資産					
投資有価証券		自己株式			
長期差入保証金		評価・換算差額			
		差			

		未払法人税等			
貸倒引当金	-				
固定資産		固定負債			
有形固定資産		長期借入金			
建物					
器具・備品					
土地		負債合計			
		資本の部			
		資本金			
無形固定資産		法定準備金			
投資等		剰余金（又は欠損金）			
投資有価証券		当期末処分利益（又は当期未処理損失）			
長期差入保証金		（うち当期純利益（又は当期純損失））			

繰延税金資産			その他有価証券 評価差額金		
産			繰延ヘッジ損 益		
貸倒引当金	-		新株予約権		
繰延資産			純資産合計		
資産合計			負債純資産合計		

1. 本表は、有価証券報告書をもってこれに代えることができる。

2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えな

い。

貸倒引当金	-	-	資本合計		
繰延資産			負債・資本合 計		
資産合計					

1. 本表は、有価証券報告書をもってこれにかえることができる。

2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えな

い。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（定義）                  第三条 この省令において「企業」とは、持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）及び株式会社をいう。</p>	<p>（定義）                  第三条 この省令において「企業」とは、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。</p>

改正案	現行
<p>第二条 法第三条第一項第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 会員制事業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（会員契約の締結前における書面の交付）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 会員制事業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>第二条 法第三条第一項第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 会員制事業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（会員契約の締結前における書面の交付）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 会員制事業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名又は名称並びに他に事業を行っているときは、その種類</p> <p>二・三 （略）</p>

3・4 (留)

様式第1 (第3条第1項関係)

様式第1 (第3条第1項関係)

募集届出書

年月日

主務大臣 殿

氏名又は名称及び法人に  
あつては、その代表者の  
氏名  
住所  
電話番号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律  
第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ま  
す。

記

・ (略)

1.・2. (略)

3. 会員制事業者の資本金の額又は出資の総額

資本金の額又は出資  
の総額

百万円

3・4 (留)

様式第1 (第3条第1項関係)

様式第1 (第3条第1項関係)

募集届出書

年月日

主務大臣 殿

氏名又は名称及び法人に  
あつては、その代表者の  
氏名  
住所  
電話番号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律  
第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ま  
す。

記

・ (略)

1.・2. (略)

3. 会員制事業者の資本の額又は出資の総額

資本の額又は出資の  
総額

百万円

4.～6. (略)  
・ (略)

様式第三(第九条関係)

様式第3(第9条関係)

業務及び財産に関する書類 (年月日 作成)  
(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律  
第9条の規定により閲覧に供する書類)

氏名又は名称  
法人にあつてはその  
代表者の役職、氏名  
住所  
電話番号

業務の状況

1 会員制事業者の目的

(記載上の注意)

1 直前の事業年度末現在の定款に記載された目的  
を記載すること。ただし、事業年度開始後3月以  
内の日に本書類を閲覧に供する場合にあつては、  
前事業年度の直前の事業年度末現在の定款に記載  
された目的を記載することができる。

4.～6. (略)  
・ (略)

様式第三(第九条関係)

様式第3(第9条関係)

業務及び財産に関する書類 (年月日 作成)  
(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律  
第9条の規定により閲覧に供する書類)

氏名又は名称  
法人にあつてはその  
代表者の役職、氏名  
住所  
電話番号

業務の状況

1 会員制事業者の目的

(記載上の注意)

1 直前の事業年度末現在の定款に記載された目的  
を記載すること。ただし、事業年度開始後3月以  
内の日に本書類を閲覧に供する場合にあつては、  
前事業年度の直前の事業年度末現在の定款に記載  
された目的を記載することができる。

2 会社以外の者にあつては、記載を省略することができる。

2 業務の内容

(単位 千円、%)

区分	第 1 期		第 2 期		第 3 期		摘要
	売上高	売上比率	売上高	売上比率	売上高	売上比率	
合 計	100.0		100.0		100.0		

(記載上の注意)

1 直前の事業年度末現在において営んでいる事業  
 について系統的に分かりやすく説明し、事業部門  
 別に直前 3 事業年度（事業年度が 6 月の者にあつ  
 ては、直前 6 事業年度）の売上高及び売上比率を  
 示すこと。ただし、事業年度開始後 3 月以内の日  
 に本書類を閲覧に供する場合にあつては、前事業  
 年度の直前の事業年度末現在において営んでいる  
 事業について系統的に分かりやすく説明し、事業  
 部門別に前事業年度の直前 3 事業年度（事業年度  
 が 6 月の者にあつては、前事業年度の直前 6 事業  
 年度）の売上高及び売上比率を示すことができる

2 会社以外の者にあつては、記載を省略することができる。

2 業務の内容

(単位 千円、%)

区分	第 1 期		第 2 期		第 3 期		摘要
	売上高	売上比率	売上高	売上比率	売上高	売上比率	
合 計	100.0		100.0		100.0		

(記載上の注意)

1 直前の事業年度末現在において営んでいる事業  
 について系統的に分かりやすく説明し、事業部門  
 別に直前 3 事業年度（事業年度が 6 月の者にあつ  
 ては、直前 6 事業年度）の売上高及び売上比率を  
 示すこと。ただし、事業年度開始後 3 月以内の日  
 に本書類を閲覧に供する場合にあつては、前事業  
 年度の直前の事業年度末現在において営んでいる  
 事業について系統的に分かりやすく説明し、事業  
 部門別に前事業年度の直前 3 事業年度（事業年度  
 が 6 月の者にあつては、前事業年度の直前 6 事業  
 年度）の売上高及び売上比率を示すことができる

また、6 事業年度について示す場合にあつては、連続する 3 事業年度ごとに分けて示すことができる。

2 事業内容の変更がある場合は、その旨注記すること。

3 会員制事業者と役員との間の重要な取引（記載上の注意）

1 直前の事業年度における会員制事業者と役員との間の取引（役員が第三者のために会員制事業者との間で行う取引を含む。）及び第三者との間の取引で会員制事業者と役員との利益が相反するものがある場合には、その重要なものについて、その旨及びその内容を記載すること。

2 株式会社以外の者にあつては、記載を省略することができる。

4 株主等の氏名又は名称、所有する株式の数又は出資の金額（割合を含む）及び会員制事業者の株主等への出資の状況

氏名又は名称	住 所	所有する株式の数 又は出資の金額 (出 資 割 合)	会員制事業者の株 主等への出資の状 況
		( _____ % )	

また、6 事業年度について示す場合にあつては、連続する 3 事業年度ごとに分けて示すことができる。

2 事業内容の変更がある場合は、その旨注記すること。

3 会員制事業者と役員との間の重要な取引（記載上の注意）

1 直前の事業年度における会員制事業者と役員との間の取引（役員が第三者のために会員制事業者との間で行う取引を含む。）及び第三者との間の取引で会員制事業者と役員との利益が相反するものがある場合には、その重要なものについて、その旨及びその内容を記載すること。

2 株式会社又は有限会社以外の者にあつては、記載を省略することができる。

4 株主等の氏名又は名称、所有する株式の数又は出資の金額（割合を含む）及び会員制事業者の株主等への出資の状況

氏名又は名称	住 所	所有する株式の数 又は出資の金額 (出 資 割 合)	会員制事業者の株 主等への出資の状 況
		( _____ % )	

計			

(記載上の注意)

- 1 「株主等」とは、株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいい、所有する株式の数又は出資の金額の多い順に従い7名について記載すること。
- 2 「出資割合」とは、所有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 「会員制事業者の株主等への出資の状況」とは、会員制事業者が自己又は他人の名義をもって所有する株主等の株式の数又は出資の金額をいう。
- 5 親会社との関係

親会社名	出資割合	業務上の関係
	%	

計			

(記載上の注意)

- 1 「株主等」とは、株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいい、所有する株式の数又は出資の金額の多い順に従い7名について記載すること。
- 2 「出資割合」とは、所有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 「会員制事業者の株主等への出資の状況」とは、会員制事業者が自己又は他人の名義をもって所有する株主等の株式の数又は出資の金額をいう。
- 5 親会社との関係

親会社名	出資割合	業務上の関係
	%	

(記載上の注意)

- 1 「親会社」とは、会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいう。
- 2 「出資割合」とは、親会社が所有する会員制事業者の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 業務上の関係には、親会社との取引の内容等を具体的に記載すること。
- 6 子会社の状況

子会社名	資本金	出資割合	主要な事業内容
		%	

(記載上の注意)

- 1 「子会社」とは、会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。
- 2 「出資割合」とは、会員制事業者が所有する子会社の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総

(記載上の注意)

- 1 「親会社」とは、会員制事業者の発行済株式の総数又は出資の総額の過半に当たる株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「出資割合」とは、親会社が所有する会員制事業者の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 業務上の関係には、親会社との取引の内容等を具体的に記載すること。
- 6 子会社の状況

子会社名	資本金	出資割合	主要な事業内容
		%	

(記載上の注意)

- 1 「子会社」とは、会員制事業者がその発行済株式の総数又は出資の総額の過半に当たる株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「出資割合」とは、会員制事業者が所有する子会社の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総



項目	種別	資産の部				
		全額	構成	全額	構成	全額
流動資産						
(1)	現金及び預金					
(2)	受取手形					
(3)	売掛金					
(4)	有価証券					
(5)	商品					
(6)	前払費用					
(7)	繰延税金資産					
(8)	短期貸付金					
(9)	未収入金					
(10)	未収収益					
(11)	その他の流動資産					
(12)	貸倒引当金					
流動資産合計						
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)	建物					
(2)	構築物					
(3)	機械及び装置					
(4)	車両運搬具					

科目	種別	資産の部				
		全額	構成	全額	構成	全額
流動資産						
(1)	現金及び預金					
(2)	受取手形					
(3)	売掛金					
(4)	有価証券					
(5)	商品					
(6)	前払費用					
(7)	短期貸付金					
(8)	未収入金					
(9)	未収収益					
(10)	その他の流動資産					
(11)	貸倒引当金					
流動資産合計						
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)	建物					
(2)	構築物					
(3)	機械及び装置					
(4)	車両運搬具					

(5)	工具器具及び 備品
(6)	コーヌ勘定
(7)	土地
(8)	建設仮勘定
(9)	その他の有形 固定資産
	有形固定資産合 計
2	無形固定資産
(1)	のれん
(2)	借地権
(3)	その他の無形 固定資産
	無形固定資産合 計
3	投資その他の資 産
(1)	投資有価証券
(2)	関係会社株式
(3)	出資金
(4)	長期貸付金
(5)	長期前払費用
(6)	繰延税金資産

(5)	工具器具及び 備品
(6)	コーヌ勘定
(7)	土地
(8)	建設仮勘定
(9)	その他の有形 固定資産
	有形固定資産合 計
2	無形固定資産
(1)	営業権
(2)	借地権
(3)	電話加入権
(4)	その他の無形 固定資産
	無形固定資産合 計
3	投資等
(1)	投資有価証券
(2)	出資金
(3)	長期貸付金
(4)	長期前払費用

(7) その他の投資 等					
(8) 貸倒引当金					
投資その他の資 産合計					
固定資産合計					
— 繰延資産					
1 創立費					
2 開業費					
3 その他の繰延資 産					
繰延資産合計					
資産合計					
負債の部					
— 流動負債					
(1) 支払手形					
(2) 買掛金					
(3) 短期借入金					
(4) 未払金					
(5) 未払費用					
(6) 未払法人税等					
(7) 繰延税金負債					
(8) 前受金					
(9) 預り金					

(5) その他の投資 等					
(6) 貸倒引当金					
投資等合計					
固定資産合計					
— 繰延資産					
1 創立費					
2 開業費					
3 その他の繰延資 産					
繰延資産合計					
資産合計					
負債の部					
— 流動負債					
(1) 支払手形					
(2) 買掛金					
(3) 短期借入金					
(4) 未払金					
(5) 未払費用					
(6) 前受金					
(7) 預り金					

(10) 前受収益						(8) 前受収益					
(11) 賞与引当金						(9) 未払法人税等					
(12) その他の流動負債						(10) 未払事業税等					
						(11) 賞与引当金					
						(12) その他の流動負債					
流動負債合計						流動負債合計					
固定負債						固定負債					
(1) 長期借入金						(1) 長期借入金					
(2) 会員預り保証金						(2) 会員預り保証金					
(3) 退職給付引当金						(3) 退職給付引当金					
(4) その他の固定負債						(4) その他の固定負債					
固定負債合計						固定負債合計					
負債合計						負債合計					
純資産の部						資本の部					
株主資本						資本金					
1 資本金											
2 資本剰余金											
(1) 資本準備金											
(2) その他資本剰余金											
資本剰余金合計											
3 利益剰余金											



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること(会社以外の者にあつては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること)。
- 2 直前3事業年度について記載すること。ただし、事業年度が6月の者にあつては、直前6事業年度について記載すること(この場合にあつては、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる)。
- 3 大項目について、その構成比を示すこと。

負債資本合計									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること(会社以外の者にあつては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること)。
  - 2 直前3事業年度について記載すること。ただし、事業年度が6月の者にあつては、直前6事業年度について記載すること(この場合にあつては、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる)。
  - 3 大科目について、その構成比を示すこと。
  - 4 直前事業年度について次の事項を注記すること。その際、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。ただし、株式会社又は有限会社以外の者にあつては、該当しない事項についての注記を省略することができる。
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
原価法を採用している場合で時価が取得価額より著しく低い場合は、その旨
  - (2) 商品の評価基準及び評価方法  
原価法を採用している場合で時価が取得価額より著しく低い場合は、その旨

---

(3) 固定資産の減価償却の方法  
(4) 引当金の計上基準  
(5) その他採用した重要な会計方針  
(6) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。  
(7) 有形固定資産の減価償却累計額  
(8) 商法第290条第1項第4号に規定する超過額  
(9) 役員に対する金銭債権総額  
(10) 商法第211条の2第1項及び第3項の子会社の株式又は持分の総額  
(11) 役員に対する金銭債務総額  
(12) 債権及び債務のうち商法第211条の2第1項及び第3項の親会社又は子会社に対するものの内容  
(13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務  
(14) 以上のほか、財産の状況を正確に判断するために必要な事項

5 固定資産については、会員契約の目的となる指定役員に係る施設の種類、規模及び所在地を付記すること（貸借部分を内書きすること。）。

4 「その他の流動資産」「その他の有形固定資産」「その他の無形固定資産」「その他の投資等」及び「その他の繰延資産」のうち同一種類の資産でその

---

---

(3) 固定資産の減価償却の方法  
(4) 引当金の計上基準  
(5) その他採用した重要な会計方針  
(6) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。  
(7) 有形固定資産の減価償却累計額  
(8) 商法第290条第1項第4号に規定する超過額  
(9) 役員に対する金銭債権総額  
(10) 商法第211条の2第1項及び第3項の子会社の株式又は持分の総額  
(11) 役員に対する金銭債務総額  
(12) 債権及び債務のうち商法第211条の2第1項及び第3項の親会社又は子会社に対するものの内容  
(13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務  
(14) 以上のほか、財産の状況を正確に判断するために必要な事項

5 固定資産については、会員契約の目的となる指定役員に係る施設の種類、規模及び所在地を付記すること（貸借部分を内書きすること。）。

6 「その他の流動資産」「その他の有形固定資産」「その他の無形固定資産」「その他の投資等」及び「その他の繰延資産」のうち同一種類の資産でその

---

金額が資産総額の100分の1を超えるもの、「その他の流動負債」及び「その他の固定負債」のうち、同一種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の1を超えるもの並びに「任意積立金」のうち、同一種類の積立金でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の1を超えるものについては、それぞれその資産、負債及び純資産の性質を示す適切な名称を付した項目を設けて記載すること。

- 5 繰延税金資産及び繰延税金負債については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第114条の規定により表示すること。

- 6 総括項目及びその金額は、ゴシック活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

2 損益計算書 (単位 千円、%)

項目	種別	第1期		第2期		第3期	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収入							

金額が資産総額の100分の1を越えるもの、「その他の流動負債」及び「その他の固定負債」のうち、同一種類の負債でその金額が負債及び資本の合計額の100分の1を越えるもの並びに「任意積立金」のうち、同一種類の資本でその金額が負債及び資本の合計額の100分の1を越えるものについては、それぞれその資産、負債及び資本の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

- 7 当期末処分利益又は当期末処理損失については、当期利益又は当期損失を付記すること。

- 8 総括科目及びその金額は、ゴシック活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

2 損益計算書 (単位 千円、%)

科目	種別	第1期		第2期		第3期	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常損益の部							
— 営業損益							
— 1 営業収入							



損失)						
法人税、住民税 及び事業税						
法人税等調整額						
当期純利益（又は 当期純損失）						

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること（会社以外の者にあつては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること）。
- 2 「その他の営業外収益」「その他の営業外費用」「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」のうち、同一種類の費用及び収益でその金額がその属する項目の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。
- 3 直前3事業年度について記載すること。ただし、事業年度が6月の者にあつては、直前6事業年度に

法人税及び住民 税当期利益（又は 当期損失）						
前期繰越利益						
（又は前期繰越 損失）						
当期末処分利益 （又は当期末処 理損失）						

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること（会社以外の者にあつては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること）。
- 2 「その他の営業外収益」「その他の営業外費用」「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」のうち、同一種類の費用及び収益でその金額がその属する科目の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた科目を設けて記載すること。
- 3 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 4 直前3事業年度について記載すること。ただし、事業年度が6月の者にあつては、直前6事業年度に

ついで記載すること（この場合にあつては、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる。）。

- 4 総括項目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。
- 5 項目ごとに売上高を100とした百分比を示すこと

。

### 3 注記事項

（記載上の注意）

直前事業年度について、以下に定める注記事項を記載すること。その際、貸借対照表、損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。ただし、株式会社以外の者にあつては、該当しない事項についての注記を省略することができる。

#### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 貸借対照表又は損益計算書の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法、その他貸借対照表又は損益計算書作成のための基本となる事項（(2)において「会計方針」とい

ついで記載すること（この場合にあつては、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる。）。

- 5 直前事業年度について、親会社との取引額及び取引内容について記載すること。
- 6 直前事業年度について、子会社との取引額及び取引内容について記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。
- 8 科目ごとに売上高を100とした百分比を示すこと

。

う。)であつて、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

- 資産の評価基準及び評価方法
- 固定資産の減価償却の方法
- 引当金の計上基準
- 収益及び費用の計上基準
- その他貸借対照表又は損益計算書の作成のための基本となる重要な事項

(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること

—

- 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表又は損益計算書に与えている影響の内容

— 表示方法を変更したときは、その内容

## 2 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

(2) 取締役、監査役及び執行役(株式会社以外の者)についてはこれらに準ずる者)に対する金銭債権

総額

(3) 会社法第2条第1項第3号の子会社の株式又は持分の総額

(4) 取締役、監査役及び執行役(株式会社以外の者)についてはこれらに準ずる者)に対する金銭債務

総額

- 
- (5) 債権及び債務のうち会社法第2条第1項第4号の親会社又は第3号の子会社に対するもの内容
- (6) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (7) 固定資産については、会員契約の目的となる指定役員に係る施設の種類、規模及び所在地を注記すること（貸借部分を内書きすること。）。
- (8) 以上のほか、財産の状況を正確に判断するために必要な事項
- 3 損益計算書に関する注記
- (1) 親会社との取引額及び取引内容
- (2) 子会社との取引額及び取引内容
- (3) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するため必要な事項
- 

- 4 附属明細書  
(記載上の注意)
- 1 直前事業年度について、以下に定めるもののほか、貸借対照表及び損益計算書の記載を補足する重要な事項を記載すること。
- 

- 3 附属明細書  
(記載上の注意)
- 1 直前事業年度について、以下に定めるもののほか、貸借対照表及び損益計算書の記載を補足する重要な事項を記載すること。また、貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及び変更の理由を記載すること。ただし、変更が軽微であるときは、この限りではない。
-

2 株式会社以外の者にあつては、該当しない事項の記載を省略できる。

(1) 長期借入金及び短期借入金の増減

長期借入金の増減

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年内返済予定額)
	円	円	円	円 ( )
				円 ( )
計				円 ( )

短期借入金の増減

借入先	期首残高	期末残高	増減額
	円	円	円

2 株式会社又は有限会社以外の者にあつては、該当しない事項の記載を省略できる。

(1) 長期借入金及び短期借入金の増減

長期借入金の増減

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年内返済予定額)
	円	円	円	円 ( )
				円 ( )
計				円 ( )

短期借入金の増減

借入先	期首残高	期末残高	増減額
	円	円	円

1年以内返済 予定 長期借入金			
計			

(記載上の注意)

- 1 無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率を脚注すること。
- 2 仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。
- 3 借入金の残高の多い順に従い10名について記載すること。

(2) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の  
明細

区分	期首	当期	当期	期末	期末	期末
金額	金額	増加	減少	金額	金額	減価償却率
						%
合計						

1年以内返済 予定 長期借入金			
計			

(記載上の注意)

- 1 無利息または特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率を脚注すること。
- 2 仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。
- 3 借入金の残高の多い順に従い10名について記載すること。

(2) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の  
明細

区分	期首	当期	当期	期末	期末	期末
金額	金額	増加	減少	金額	金額	減価償却率
						%
合計						





被保証者	保証金額	被保証債務の内容
	円	
計		

(記載上の注意)

- 1 被保証者の借入債務、未払利息、未払貸借料等の金銭債務に関する保証債務を記載する。
- 2 保証金額は、期末の保証残高を記載する。
- 3 外貨建の保証債務がある場合は、外貨による保証残高を脚注する。
- 4 同一の種類の保証債務で被保証者の数が多い場合は、保証債務の種類ごと一括して記載することができる。

(5) 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	円	円	円	円

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
	円	
計		

(記載上の注意)

- 1 被保証者の借入債務、未払利息、未払貸借料等の金銭債務に関する保証債務を記載する。
- 2 保証金額は、期末の保証残高を記載する。
- 3 外貨建の保証債務がある場合は、外貨による保証残高を脚注する。
- 4 同一の種類の保証債務で被保証者の数が多い場合は、保証債務の種類ごと一括して記載することができる。

(5) 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	円	円	円	円


(記載上の注意)

- 1 当該引当金の設定目的である特定の費用又は損失が発生すると認められる理由及びその額の算定方法を脚注すること。ただし、貸借対照表又は他の箇所に注記したものを除く。
- 2 当期減少額に目的使用以外の取崩し額が含まれている場合は、その取崩し理由及び金額を脚注すること。

(6) 会員預り保証金の明細

会員の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
				円
社				


(記載上の注意)

- 1 当該引当金の設定目的である特定の費用又は損失が発生すると認められる理由及びその額の算定方法を脚注すること。ただし、貸借対照表又は他の箇所に注記したものを除く。
- 2 当期減少額に目的使用以外の取崩し額が含まれている場合は、その取崩し理由及び金額を脚注すること。

(6) 会員預り保証金の明細

会員の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
				円
社				

(記載上の注意)

1 会員の種類ごとに記載すること。

(7) 会員数の明細

会員の種類	期首会員数	当期増加数	当期減少数	期末会員数
社				

(記載上の注意)

1 会員の種類ごとに記載すること。

(8) 営業費用の明細

項目	金額	摘要
	円	

(記載上の注意)

1 会員の種類ごとに記載すること。

(7) 会員数の明細

会員の種類	期首会員数	当期増加数	当期減少数	期末会員数
社				

(記載上の注意)

1 会員の種類ごとに記載すること。

(8) 営業費用の明細

項目	金額	摘要
	円	

計		

（記載上の注意）

- 1 その内容を示す適当な項目で記載する。
- 2 同一種類の費用で、その金額が営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式 6（第十四条関係）

様式第 6（第 1 4 条関係）

（略）

【会員制事業者の資本金の額又は出資の総額】

【資本金の額又は出資の総額】

（略）

計		

（記載上の注意）

- 1 その内容を示す適当な科目で記載する。
- 2 同一種類の費用で、その金額が営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた科目を設けて記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式 6（第十四条関係）

様式第 6（第 1 4 条関係）

（略）

【会員制事業者の資本の額又は出資の総額】

【資本の額又は出資の総額】

（略）

改正案	現行
<p>（指定校正機関の構成員） 第八十三条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条 第一項の持分会社 社員</p> <p>三 会社法第二条第一号の株式会社 株主</p> <p>四 六（略）</p>	<p>（指定校正機関の構成員） 第八十三条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合 名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十三年法律 第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員</p> <p>三 商法第五十三条の株式会社 株主</p> <p>四 六（略）</p>

二十五 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）

（第二十條關係）

改正案	現行
<p>（指定定期検査機関の構成員）</p> <p>第二條の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五條第一項の持分会社 社員</p> <p>三 会社法第二條第一号の株式会社 株主</p> <p>四 六（略）</p> <p>（指定検定機関の構成員）</p> <p>第十條の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 会社法第五百七十五條第一項の持分会社 社員</p> <p>三 会社法第二條第一号の株式会社 株主</p> <p>四 六（略）</p> <p>（特定計量証明認定機関の構成員）</p> <p>第十八條の五（略）</p>	<p>（指定定期検査機関の構成員）</p> <p>第二條の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三條の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第一條第一項の有限会社 社員</p> <p>三 商法第五十三條の株式会社 株主</p> <p>四 六（略）</p> <p>（指定検定機関の構成員）</p> <p>第十條の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 商法第五十三條の合名会社及び合資会社並びに有限会社法第一條第一項の有限会社 社員</p> <p>三 商法第五十三條の株式会社 株主</p> <p>四 六（略）</p> <p>（特定計量証明認定機関の構成員）</p> <p>第十八條の五（略）</p>

<p>一 (略)</p> <p>二 会社法第五百七十五条第一項の持分会社 社員</p> <p>三 会社法第二条第一号の株式会社 株主</p> <p>四 六 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 商法第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法第一条第一項の有限会社 社員</p> <p>三 商法第五十三条の株式会社 株主</p> <p>四 六 (略)</p>
---	--

二十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

（第二十一条関係）

改正案	現行
<p>（構成員の構成）</p> <p>第三十三条 法第三十一条第三号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じて次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社 株主</p> <p>三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員</p> <p>四 六 （略）</p>	<p>（構成員の構成）</p> <p>第三十三条 法第三十一条第三号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じて次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員</p> <p>三 商法第五十三条の株式会社 株主</p> <p>四 六 （略）</p>

二十七 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）

（第二十二条関係）

改正案	現行
<p>（指定完成検査機関に係る構成員の構成） 第十八条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社 株主</p> <p>三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員</p> <p>四 六（略）</p>	<p>（指定完成検査機関に係る構成員の構成） 第十八条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十五年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員</p> <p>三 商法第五十三条の株式会社 株主</p> <p>四 六（略）</p>

改正案	現行
<p>（削る）</p>	<p>（最低資本金の特例の確認）</p> <p>第一条の二 法第三条の二第一項の確認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 当該確認に係る株式会社又は有限会社の定款の写し（定款が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）</p> <p>二 様式第一の二による当該申請者が法第二条第二項第二号に掲げる創業者である旨を誓約する書面</p> <p>三 次に掲げる書類のうち、当該申請者が事業を営んでいない個人であることを証する書類</p> <p>イ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票又は地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）第三百二十一条の四第一項に規定する特別徴収税額の通知書の写し</p> <p>ロ 事業主が発行する当該申請者が雇用されていること又は雇用されていたことを証する書類</p>

- 八 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第七条第二項に規定する雇用保険被保険者離職票又は同規則第十七条の二第一項第一号に規定する受給資格者証の写し
- 二 当該申請者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による被扶養者であることを証する被保険者証、被扶養者証、共済組合員証、加入者証又は遠隔地被扶養者証の写し
- ホ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金若しくは恩給の証書の写し
- ヘ 地方税法第二十条の十第一項に規定する証明書のうち住民税（道府県民税及び都民税並びに市町村民税及び特別区民税をいう。）の非課税に関する事項を証する書類
- ト イからへまでに掲げるもののほか、当該申請者が事業を営んでいない個人であることを証する書類
- 経済産業大臣は、第一項の規定による提出を受けた場合において、法第三条の二第一項の確認をするときは、当該確認に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを確認書として第一項の申請者に交付するものとする。
- 3 |

( 削る )

「 中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第三  
の二號」第一條の附則に關し、附則第六の二」  
4 | 經濟産業大臣は、法第三條の二第一項の確認をしない  
ときは、確認しない理由を付して、その旨を第一項の申  
請者に通知するものとする。

( 確認書の再交付の申請 )

第一條の三 前條第三項の確認書の交付を受けた者は、当  
該確認書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困  
難となつたときは、經濟産業大臣に対し、確認書の再交  
付を申請することができる。

2 | 前項の規定により再交付を申請しようとする者は、様  
式第一の三による再交付申請書一通及びその写し一通を  
經濟産業大臣に提出するものとする。

3 | 前條第三項及び第四項の規定は、前項の申請書の提出  
を受けた經濟産業大臣について準用する。

4 | 損傷又は識別困難による第二項の申請書には、損傷し  
、又は識別困難となつた確認書を添付するものとする。

5 | 確認書を失つたことにより再交付を受けた場合は、そ  
の失つた確認書は、効力を失う。

6 | 確認書を失つたことにより再交付を受けた者が、その  
失つた確認書を発見したときは、速やかに、その発見し  
た確認書を經濟産業大臣に返納するものとする。

( 書面の提出 )

(削る)

第一条の四 法第三条の九第一項に規定する確認株式会社及び確認有限会社（以下この条において「成立会社」という。）は、様式第一の四による書面一通及びその写し一通を、経済産業大臣に提出するものとする。

2 法第三条の九第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三条の二第一項の確認の申請をした者の氏名及び住所

二 法第三条の二第一項の確認の年月日

三 当該成立会社の商号及び本店の所在地

四 当該成立会社の成立の年月日

五 当該成立会社の成立時の資本の額

3 第一項の書面には、当該成立会社の登記事項証明書を添付するものとする。

4 法第三条の九第二項に規定する確認株式会社及び確認有限会社（以下この条において「変更会社」という。）は、その商号又は本店の所在地を変更したときは、遅滞なく、様式第一の五による書面一通及びその写し一通を、経済産業大臣に提出するものとする。

5 前項の書面には、同項の変更が生じたことを証する当該変更会社の登記事項証明書を添付するものとする。

(書面の備置き及び公衆縦覧)

第一条の五 前条第一項及び第四項の規定により提出された書面は、法第三条の九第三項の規定により、当該確認

(削る)

株式会社又は確認有限会社の本店の所在地を管轄する経済産業局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(貸借対照表等の提出)

第一条の六 法第三条の十二第一項に規定する確認株式会社及び確認有限会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の貸借対照表二通並びに損益計算書及び利益金の処分の決議に関する資料各一通（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合に、次項から第四項までに規定する電磁的記録を提出する場合にあつては当該電磁的記録一部、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面を提出する場合にあつては貸借対照表に係る当該書面二通並びに損益計算書及び利益の処分の決議に関する資料に係る当該書面各一通）を、経済産業大臣に提出するものとする。

2 法第三条の十二第一項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクでなければならない。

3 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてするものとする。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X

(削る)

六二二五に規定する方式

二| ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

4| 第二項の磁気ディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けるものとする。

一| 提出者の商号

二| 提出年月日

(貸借対照表の備置き及び公衆縦覧)

第一條の七 法第三条の十二第一項の規定により提出された貸借対照表(電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)は、同条第二項において準用する法第三条の九第三項の規定により、当該会社の本店の所在地を管轄する経済産業局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(解散等の届出)

第一條の八 法第三条の二十第一項及び第二項の届出をしようとする者は、様式第一の六による届出書一通を経済産業大臣に提出するものとする。

2| 前項の届出書には、当該届出の事由が生じたことを証する当該届出に係る確認株式会社又は確認有限会社の登記事項証明書を添付するものとする。

(削る)

(削る)

(診断及び指導に係る要件)

第三条 法第七条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭による払込み(商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十八号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。)を受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約(当該新規中小企業者が商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)附則第八条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)以下この号において「旧新規事業法」という。)第八条第一項又は商法の一部を改正する法律附則第十条の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)以下この号において「旧通信・放送開発法」という。)第八条第一項の決議をしたこれらの規定に規定する認定会社である場合には、当該決議により特に有利な発行価額で新株の発行を受ける者とされた当該認定会社の取締役若しくは使用人である個人又は当該取締役若しくは使用人である個人の相続人で旧新

(診断及び指導に係る要件)

第三条 法第七条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭による払込み(商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十一条ノ三第七号及び商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十八号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。)を受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約(当該新規中小企業者が商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)附則第八条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)以下この号において「旧新規事業法」という。)第八条第一項又は商法の一部を改正する法律附則第十条の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)以下この号において「旧通信・放送開発法」という。)第八条第一項の決議をしたこれらの規定に規定する認定会社である場合には、当該決議により特に有利な発行価額で新株の発行を受ける者とされた当該認定会社の取締役若しくは使用人

規事業法第八条第六項又は旧通信・放送開発法第八条第六項の規定により当該決議があつたものとみなされたものと締結する投資に関する契約を除く。)を締結する会社であること。

四・五 (略)

六 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人(資本)の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。)及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人(次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。)の所有に属している会社

七 (略)

(認定の申請等)

第四条 法第八条第一項の規定による事業を開始した日以後五年を経過していないことについての認定を受けようとする個人は、様式第一の申請書に当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類のうち事業を開始した日以後五年

である個人又は当該取締役若しくは使用人である個人の相続人で旧新規事業法第八条第六項又は旧通信・放送開発法第八条第六項の規定により当該決議があつたものとみなされたものと締結する投資に関する契約を除く。)を締結する会社であること。

四・五 (略)

六 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人(資本)の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。)及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人(次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。)の所有に属している会社

七 (略)

(認定の申請等)

第四条 法第八条第一項の規定による事業を開始した日以後五年を経過していないことについての認定を受けようとする個人は、様式第一の七の申請書に当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類のうち事業を開始した日以後

を経過していないことを証することができるとの一部分を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一五 (略)

2 (略)

(確認の申請等)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該特定新規中小企業者が法第八条第二項に規定する特定新規中小企業者に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 基準日(第一項に規定する株式の払込みの期日)

払込みの期間を定めた場合にあつては、出資の履行をした日又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、その成立の日をいう。以下この条において同じ。)の属する事業年度の直前事業年度(以下この条において「基準事業年度」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

二 (略)

二 前項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類

五年を経過していないことを証することができるとの一部分を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一五 (略)

2 (略)

(確認の申請等)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該特定新規中小企業者が法第八条第二項に規定する特定新規中小企業者に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 基準日(第一項に規定する株式の払込期日)(当該

株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、その成立の日)をいう。以下この条において同じ。)の属する事業年度の直前事業年度(以下この条において「基準事業年度」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び営業報告書

二 (略)

二 前項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類

として次に掲げる書類

イ 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面、又は取締役会の議事録の写し

ロ 当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九條第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

ハ 会社法第三十四條第一項又は同法第二百八條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

二（略）

3 第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二條第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この条において同じ。）を通じて取得した場合にあつては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類（同項第二号ロに掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一（略）

二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十九條第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九

として次に掲げる書類

イ 当該株式の発行を決議した取締役会の議事録の写し

ロ 当該個人が取得した当該株式についての株式申込証の写し

ハ 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書の写し

二（略）

3 第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二條第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この条において同じ。）を通じて取得した場合にあつては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類（同項第二号ロに掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一（略）

二 当該民法組合等が取得した当該株式についての株式申込証の写し

十九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 (略)

(経営革新計画の承認の申請)

第六条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならぬ。

一 (略)

二 当該中小企業者等(組合等の場合にあつては、当該経営革新計画に参加する全ての構成員)の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(削る)

3 法第九条第一項の代表者は、三名以内とする。

様式第一

(削る)

三 (略)

(経営革新計画の承認の申請)

第六条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならぬ。

一 (略)

二 当該中小企業者等(組合等の場合にあつては、当該経営革新計画に参加する全ての構成員)の最近二期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

三 法第九条第一項の代表者は、三名以内とする。  
(新規)

様式第一

様式第1

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の2の規定に係る確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

住 所

電話番号

氏 名

印

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条  
の2の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申  
請します。

記

- 1 設立しようとする会社の商号・本店所在地
- 2 設立しようとする会社の予定資本額
- 3 設立しようとする会社の成立の予定年月日
- 4 設立しようとする事業の内容

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 開始しようとする事業の内容は、別表により具体的に記載する。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、用紙の下端より10センチメートルは経済産業大臣による奥書欄として空白とする。

別表

事業の内容

事業名

--

様式第 1 の 11

( 削る )

<b>事業の概要</b>		
商品・役務の内容		
主たる需要者の概要		
<b>財務計画</b>	第 1 期	第 2 期
売上高		
売上原価		
売上総利益		
一般管理販売費		
営業利益		

様式第 1 の 11

様式第 1 の 2

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 2 項第 2 号の創業者であることの誓約書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

住 所

氏 名 印

私は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第2項第2号の「創業者」に該当することを誓約します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格とA4とする。

様式第 1 の 3

様式第 1 の 3

( 削る )

様式第 1 の 3

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の2の規定に係る確認書の再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

住 所

電話番号

氏 名

印

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の2の規定に係る確認書の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

Blank area for additional information or notes.

- 1 設立しようとする会社の商号・本店所在地
  - 2 設立しようとする会社の予定資本額
  - 3 設立しようとする会社の成立の予定年月日
  - 4 再交付を申請する理由
  - 5 確認の年月日
- (備考)
- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、用紙の下端より10センチメートルは経済産業大臣による奥書欄として空白とする。

様式第一の四

様式第一の四

(削る)

様式第一の四  
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の9第1項の規定に係る書面

年 月 日

経済産業大臣名 殿

商 号

代表者の氏名 印

電 話 番 号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の9第1項の規定に基づき、本書面を提出します。

記

- 1 確認の申請をした者の氏名・住所
  - 2 確認の年月日
  - 3 商号・本店所在地
  - 4 成立の年月日
  - 5 成立時の資本の額
- (備考)
- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第一の五

様式第一の五

( 削る )

様式第一の五

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 3 条の 9 第 2 項の規定に係る書面

年 月 日

経済産業大臣名 殿

商 号

代表者の氏名 印

電 話 番 号

下記事項について変更しましたので、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 3 条の 9 第 2 項の規定に基づき、本書面を提出します。

記

成立年月日	変更年月日	変更に係る事項	
		変更後	変更前

(記載上の注意)

「変更に係る事項」は、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の内容を記載すること。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第一の六

(削る)

様式第一の六

様式第一の六

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の20の規定に係る届出書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

住 所  
電 話 番 号

名 称  
代表者の氏名 印

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の20第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 法第3条の20第1項又は第2項の確認株式会社又は確認有限会社の商号・本店所在地
  - 2 届出の事由及びその発生の年月日  
(備考)
- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 1 の 4 ( 留 )

様式第 1 1

様式第 1 の 4 ( 留 )

様式第 1 1

様式第 2

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 8 条第

2 項の規定に係る確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

会社所在地

様式第 2

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 8 条第

2 項の規定に係る確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

会社所在地

会社名  
代表者の氏名 印

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条  
第2項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり  
申請します。

記

1 個人の氏名及び住所

2 取得株式数

3 払込金額

4 払込金額の総額

5 払込期日（又は成立の日） 年 月 日

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1 個人の氏名及び住所

株式を個人が民法組合等（民法第667条第1項に規定する組合契約によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

2 取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合にあって

会社名  
代表者の氏名 印

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条  
第2項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり  
申請します。

記

1 個人の氏名及び住所

2 取得株式数

3 発行価額

4 払込み金額

5 払込期日（又は成立の日） 年 月 日

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

1 個人の氏名及び住所

株式を個人が民法組合等（民法第667条第1項に規定する組合契約によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

2 取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合にあって

は、当該取得に係る全ての民法組合等の取得株式数を追記する。

4 払込金額の総額  
株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等の出資の総額を追記する。

様式兼図

様式第 4

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 8 条第

2 項の規定に係る確認書

番号

年月日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

経済産業大臣名 印

年月日付けの下記の確認申請について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 8 条第 2 項の規定に基づき確認します。

記

1 個人の氏名及び住所

2 取得株式数

株

は、当該取得に係る全ての民法組合等の取得株式数を追記する。

4 払込み金額  
株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等の出資の総額を追記する。

様式兼図

様式第 4

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 8 条第

2 項の規定に係る確認書

番号

年月日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

経済産業大臣名 印

年月日付けの下記の確認申請について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 8 条第 2 項の規定に基づき確認します。

記

1 個人の氏名及び住所

2 取得株式数

株

3	払込金額	1株	円
4	払込金額の総額		
5	払込期日（又は成立の日）	年 月 日	円
	（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。 （記載要領）		
1	個人の氏名及び住所		

株式を個人が民法組合等（民法第 6 6 7 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

2 取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の取得株式数を追記する。

4 払込金額の総額

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等の出資の総額を追記する。

様式第六

3	発行価額	1株	円
4	払込み金額		
5	払込期日（又は成立の日）	年 月 日	円
	（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。 （記載要領）		
1	個人の氏名及び住所		

株式を個人が民法組合等（民法第 6 6 7 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

2 取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の取得株式数を追記する。

4 払込み金額

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等の出資の総額を追記する。

様式第六

<p>(別表 1) ～ (別表 2) (略)</p> <p>(別表 3)</p> <p>(略)</p> <p>(付加価値額等の算出方法)</p> <p>人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。(はい・いいえ)</p> <p>減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい・いいえ)</p> <p>従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)</p> <p>(別表 4) ～ (別表 5) (略)</p>	<p>(別表 1) ～ (別表 2) (略)</p> <p>(別表 3)</p> <p>(略)</p> <p>(付加価値額等の算出方法)</p> <p>人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を参入しましたか。(はい・いいえ)</p> <p>減価償却費にリース費用を参入しましたか。(はい・いいえ)</p> <p>従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)</p> <p>(別表 4) ～ (別表 5) (略)</p>
--	--

二十九 産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項の経済産業省令（平成十一年省令第七十九号）

（第二十四条関係）

改正案	現行
<p>産業活力再生特別措置法第二十四条第一項の経済産業省令で定めるもの等を定める省令</p> <p>産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第二十四条第一項の規定に基づき、産業活力特別措置法の創業関連保証に係る資金の要件に関する省令を次のように制定する。</p> <p>産業活力特別措置法第二十四条第一項の経済産業省令で定めるもの等を定める省令</p> <p>（削る）</p>	<p>産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項の経済産業省令で定める金銭等を定める省令</p> <p>産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第二十四条第一項の規定に基づき、産業活力特別措置法の創業関連保証に係る資金の要件に関する省令を次のように制定する。</p> <p>産業活力特別措置法第十二条の八第一項の経済産業省令で定める金銭等を定める省令</p> <p>（特定株式の交付に伴って交付すべき金銭）</p> <p>第一条</p> <p>産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第十二条の八第一項の特定株式の交付に伴って交付すべき金銭は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第八十二条第二号に規定する配当等に係る所得税の納付のための金銭とする。</p>

様式第一 様式四様

様式第二

年 月 日

経済産業大臣殿

認定支援機関の名称

住所

認定支援機関の長の氏名 印

中小企業再生支援協議会委員任命届出書

中小企業再生支援協議会委員を下記のとおり任命いたしましたので、産業活力再生特別措置法第24条第1項の経済産業省令で定めるものを定める省令第3条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

委員の氏名	職 業	所属及び地位

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第三

年 月 日

経済産業大臣殿

認定支援機関の名称

様式第一 様式四様

様式第二

年 月 日

経済産業大臣殿

認定支援機関の名称

住所

認定支援機関の長の氏名 印

中小企業再生支援協議会委員任命届出書

中小企業再生支援協議会委員を下記のとおり任命いたしましたので、産業活力再生特別措置法第12条の8第1項の経済産業省令で定める金銭等を定める省令第5条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

委員の氏名	職 業	所属及び地位

様

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第三

年 月 日

経済産業大臣殿

認定支援機関の名称

住所

認定支援機関の長の氏名 印

中小企業再生支援協議会委員変更届出書

住所

認定支援機関の長の氏名 印

中小企業再生支援協議会委員変更届出書

中小企業再生支援協議会委員を下記のとおり変更いたしましたので、産業活力再生特別措置法第24条第1項の経済産業省令で定めるもの等を定める省令第3条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 解任した委員の名称等

委員の氏名	職 業	所属及び地位

2 新たに任命した委員の氏名等

委員の氏名	職 業	所属及び地位

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

中小企業再生支援協議会委員を下記のとおり変更いたしましたので、産業活力再生特別措置法第12条の8第1項の金銭の要件等を定める省令第5条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 解任した委員の名称等

2 新たに任命した委員の氏名等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

委員の氏名	職 業	所属及び地位

委員の氏名	職 業	所属及び地位

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 仲裁機関の指定（第一条）</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p>第一節 弁理士試験（第二条 第十条）</p> <p>第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十条の二 第十条の十）</p> <p>第三章 登録（第十一条 第十二条の二）</p> <p>第四章 特許業務法人（第十二条の三 第十二条の七）</p> <p>第五章 業務の制限の解除（第十三条 第十六条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 特許業務法人（第十二条の三 第十二条の七）</p> <p>（会計帳簿）</p> <p>第十二条の三 法第五十五条第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百十五条第一項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。</p> <p>2  会計帳簿は、書面又は電磁的記録（法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。第十二条の五において同じ）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 仲裁機関の指定（第一条）</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p>第一節 弁理士試験（第二条 第十条）</p> <p>第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十条の二 第十条の十）</p> <p>第三章 登録（第十一条 第十二条の二）</p> <p>第四章 業務の制限の解除（第十三条 第十六条）</p> <p>附則</p>

- 3) をもつて作成及び保存をしなければならない。
- 3 | 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。
- 4 | 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。
- 5 | 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
- 一 | 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
- 二 | 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額
- 6 | 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。
- 7 | 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付

さなければならぬ。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

8 | のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

9 | 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(貸借対照表)

第十二条の四 法第五十五条第一項において準用する会社法第六十七条第一項及び第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 | 貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとする。

3 | 貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、この限りでない。

4 | 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

5 | 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百十

七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月）を超えない。

7 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

8 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十二条の五 法第五十五条第一項において準用する会社

法第六百十八条第一項第二号に規定する経済産業省令で定める方法は、法第五十五条第一項において準用する会社法第六百十八条第一項第二号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(財産目録)

第十二条の六 法第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五十二条第一項各号又は第二項に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、特許業務法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第十二条の七 法第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 純資産

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

第五章 業務の制限の解除（第十三条 第十六条）

第四章 業務の制限の解除（第十三条 第十六条）

改正案	現行
<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）                      第二十六条 登録実務補習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該磁氣的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p>	<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）                      第二十六条 登録実務補習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該磁氣的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（競輪の実施に関する事務の委託）            第三条（略）            2（略）            一～三（略）            四 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前三号に該当する者のあるもの</p>	<p>（競輪の実施に関する事務の委託）            第三条（略）            2（略）            一～三（略）            四 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前三号に該当する者のあるもの</p>

改正案	現行
<p>（競走の実施に関する事務の委託）            第六条（略）            2（略）            一～三（略）            四 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前三号に該当する者のあるもの</p>	<p>（競走の実施に関する事務の委託）            第六条（略）            2（略）            一～三（略）            四 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前三号に該当する者のあるもの</p>

三十四 経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経  
済産業省令第八号）

（第二十八条関係）

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第三条</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 申請等を行う者に係る貸借対照表その他経済産業大臣が告示で定める書面等に記載され又は記録された情報を、経済産業大臣が告示で定めるところによつて、</p> <p>会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十条第三項に規定する法務省令で定める電磁的方法により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執るとき 当該貸借対照表その他経済産業大臣が告示で定める書面等又は電磁的記録</p> <p>5 9 （略）</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第三条</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 申請等を行う者に係る貸借対照表その他経済産業大臣が告示で定める書面等に記載され又は記録された情報を、経済産業大臣が告示で定めるところによつて、</p> <p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第五項に規定する法務省令で定める電磁的方法により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執るとき 当該貸借対照表その他経済産業大臣が告示で定める書面等又は電磁的記録</p> <p>5 9 （略）</p>

三十五 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づく指定発給機関に関する省令(平成十七年経済産業省令第七号)

(第二十九条関係)

改正案	現行
<p>(指定の基準)            第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十一条第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 申請者が他の株式会社の子会社であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(指定の基準)            第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十一条第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

三十六 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）

（第三十条関係）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
法令名	規定	法令名	規定
(略)	(略)	(略)	(略)
商工会議所法（昭和二十八	第十一條第一項及び第二項、第三十八條第一項（第八十條において準用する場合を含む。）並びに第三十九條第一項（第八十條	商工会議所法（昭和二十七年法律第二百九十九号）	第十一條第一項及び第二項、第三十八條第一項（第八十條において準用する場合を含む。）並びに第三十九條第一項（第八十條
百四十三号）	において準用する場合を含む。）		

<p>電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）</p>	<p>第七十五条第一項（第九十二条の五において準用する場合を含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
----------------------------	--	------------	------------

<p>電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）</p>	<p>第七十五条第一項（第九十二条の五において準用する場合を含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>第五十二条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項（第七十八条において準用する場合を含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>二十八 年法律 第四百 十三号 ） において準用する場合を含む。）</p>
----------------------------	--	------------	--	------------	--

(略)

別表第三（第五条関係）

法令名	規定
(略)	(略)
商工会議所法	第十条第一項及び第五項、第二十五条、第六十条の三第一項、第六十条の五第一項並びに第六十八条

(略)

別表第三（第五条関係）

法令名	規定
(略)	(略)
輸出入取引法	第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第六項において準用する商法第二百四十四条第一項（中小企業等協同組合法第五十四条において準用する場合を含む。）、同法第三十九条第一項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、同法第四十条第一項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、同法第四十二条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項（中小企業等協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）並びに同法第六十九条において準用する商法第四百十九條第一項及び第四百二十七条第一項

<p>商店街振 興組合法</p>	<p>割賦販売 法</p>	<p>商工会法</p>	
<p>第六十六条第一項及び第七十四条第一項</p>	<p>第十九条の二（第三十五条の三の三において準用する場合を含む。）</p>	<p>第二十八条、第五十二条の三第一項、第五十二条の五第一項、第五十五条の十六及び第五十七条第六項</p>	

<p>商店街 振興組 合法</p>	<p>割賦販 売法</p>	<p>商工会 法</p>	<p>商工会 議所法</p>
<p>第五十二条第三項（第七十八条において準用する場合を含む。）、第五十六条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項（監査役に係る部分を除く。）及び第六十五条において準用する同法第二百四十四条第</p>	<p>第十九条の二（第三十五条の三の三において準用する場合を含む。）</p>	<p>第二十二條第六項において準用する商法第二百四十四條第一項、第二十八條、第四十七條（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四條第一項、第五十二條の三第一項、第五十二條の五第一項、第五十五條の十六及び第五十七條第六項</p>	<p>第十条第一項及び第五項、第二十五条、第五十条において準用する商法第二百四十四条第一項、第六十条の三第一項、第六十条の五第一項、第六十八条並びに第七十四条第五項において準用する商法第二百四十四条第一項</p>

別表第四（第八条関係）

(略)		法令名	規定	商工会議所法	第三十八条第二項（第八十条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第三項（第八十条において準用する場合を含む。）	(略)	(略)
-----	--	-----	----	--------	--	-----	-----

別表第四（第八条関係）

(略)	一項	法令名	規定	輸出入取引法	第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第三十九条第四項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、同法第四十条第三項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）	(略)	(略)
-----	----	-----	----	--------	---	-----	-----

電気事業法	第七十五条第二項（第九十二条の五において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第五（第十条関係）

法令名	規定
商工会議所法	第三十九条第一項及び第二項（第八十条において準用する場合を含む。）

商店街振興組合法	第五十二条第四項、第五十三条第三項及び第五十四条（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）
電気事業法	第七十五条第二項（第九十二条の五において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第五（第十条関係）

法令名	規定
輸出入取引法	第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第四十条第一項及び第二項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）
商工会議所法	第三十九条第一項及び第二項（第八十条において準用する場合を含む。）

(略)	商店街振興組合法	(略)
(略)	第五十五条第三項	(略)
(略)	商店街振興組合法	(略)
(略)	第五十三条第一項及び第二項(第七十八条において準用する場合を含む。)	(略)

